平成23年6月7日開会平成23年6月9日閉会

平成23年第6回鮫川村議会会議録

東白川郡鮫川村議会

平成23年第6回鮫川村議会定例会会議録目次

第 1 号 (6月7日)

議事日程	<u>.</u>				1	
本日の会	議に	<u>に付し</u>	た事	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	2	
出席議員	·····				2	
欠席議員	Į				2	
地方自治	法第	§ 1 2	2 1 条	●の規定により説明のため出席した者の職氏名	2	
職務のた	め出	席し	た者	台の職氏名	2	
開会の宣	告…				3	
開議の宣	告…				3	
議事日程の報告3						
諸般の報	告…				3	
村長あい	さっ)			4	
会議録署	名諱	美員の)指名	i	5	
会期の決	:定…				6	
一般質問						
星		_	彌	君······	6	
関	根	政	雄	君	7	
宗	田	雅	之	君3	О	
湯	唑	良	政	君3	4	
前	田	武	久	君	9	
蛭	田	武	彦	君	2	
前	田	雅	秀	君······5	6	
報告第1	号•	報告	5第 2	3号の上程、説明、質疑6	O	
議案第5	2号	<u>‡</u> の上	:程、	説明、質疑、討論、採決6	1	
議案第53号~議案第58号の上程、説明64						
議案第5	9号	! の上	:程、	説明7	5	
散会の宣	'告…			······································	6	

第 2 号 (6月9日)

議事日程
本日の会議に付した事件7 7
出席議員
欠席議員
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名78
職務のため出席した者の職氏名 7 8
開議の宣告
議事日程の報告
議案第53号の質疑、討論、採決79
議案第54号~議案第57号の質疑、討論、採決80
議案第58号の質疑、討論、採決92
議案第59号の質疑、討論、採決9 3
陳情の委員長報告、質疑、討論、採決9 3
議員の派遣について9 5
日程の追加・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決9 6
閉会中の継続審査申し出について
閉会の宣告
署名議員

第 6 回 定 例 村 議 会

(第 1 号)

平成23年第6回鮫川村議会定例会

議事日程(第1号)

平成23年6月7日(火曜日)午前10時開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 一般質問

日程第 4 報告第 1号 繰越明許費繰越計算書について

提案理由説明 · 質疑

日程第 5 報告第 2号 事故繰越し繰越計算書について

提案理由説明 · 質疑

日程第 6 議案第52号 専決処分の承認を求めることについて

鮫川村税条例の一部を改正する条例

提案理由説明・質疑・採決

日程第 7 議案第53号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

提案理由説明

日程第 8 議案第54号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算(第2号)

提案理由説明

日程第 9 議案第55号 平成23年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

提案理由説明

日程第10 議案第56号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

提案理由説明

日程第11 議案第57号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第1

号)

提案理由説明

日程第12 議案第58号 土地の取得について

提案理由説明

日程第13 議案第59号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選出につき同意を求めるこ

とについて

提案理由説明

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(12名)

1番 岡部 明君 2番 宗 田 雅 之 君 3番 前田雅秀君 5番 湯 坐 良 政 君 蛭 田 6番 武 彦 君 7番 星 一彌君 8番 関 根 政 雄 君 9番 山 形 郁 夫 君 10番 早川 正博君 11番 前田武 久 君 12番 坂本忠雄君 13番 前田三郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長 大樂勝弘君 副村長白坂利幸君 教 育 長 奥 貫 総務課長 鈴 木 治 男 君 洋 君 企画調整 住民福祉 芳 賀 亨 君 佐藤文夫君 地域整備課 長 洋 君 近藤保弘君 農林課長 森 農 委事務局長 教育課長 北條利雄君 增谷隆夫君

職務のため出席した者の職氏名

議 会 本 郷 秀 季 書 記 渡 邊 敬 書 記 緑 川 久美子 ◎開会の宣告

○議長(前田三郎君) ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、ただいまから平成23年第6回鮫川村議会定例会を開会します。

なお、職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○議長(前田三郎君) これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長(前田三郎君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎諸般の報告

- ○議長(前田三郎君) 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。 事務局長、本郷秀季君。
- ○議会事務局長(本郷秀季君) 諸般の報告をいたします。

議案第52号から議案第59号までの議案が村長より提出され、本日、議長において受理しま した。

本議会に、村長及び教育委員会教育長、農業委員会事務局長に出席を求めました。 村監査委員より例月出納検査結果の報告がありましたので、その写しを配付してあります。 受理しました陳情書は、配付してあります請願・陳情等文書表のとおりです。 次に、出張関係であります。

5月10日、東白川地方町村議会議長会定例会のため議長が棚倉町に、5月17日から18日、 第36回町村議会議長・副議長研修会のため議長及び副議長が東京都に、5月18日、植樹祭の ため産業厚生常任委員長が矢祭町に、6月6日、福島県町村議会議長会定期総会のため議長 が福島市にそれぞれ出張いたしました。

以上であります。

○議長(前田三郎君) これで諸般の報告は終わります。

◎村長あいさつ

○議長(前田三郎君) 村長から発言の申し出がありました。これを許します。 村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 皆さん、おはようございます。

平成23年第6回鮫川村議会定例会の開催をお願いしましたところ、全議員ご出席のもとに 議案のご審議をいただくことを、厚く御礼を申し上げます。

3月11日に発生しました地震による東京電力福島第一発電所事故は、収束までの工程表が発表されましたが、その後に原子力の建屋内の状況が次々に判明するにつれて工程表どおり収束するのかどうかという懸念が消えません。放射能の風評被害をなくすためには事故の収束が必須であり、一日も早い収束を望むものであります。

震災、原発、そして放射能関連につきましては、6名の方から一般質問出されております ので、そちらのほうで詳しく説明をさせていただきたいと思います。

次に、平成22年度の村税につきましては、組合分につきましては、昨年、自己破産された 方が清算がまだされていないために残っておりますが、納税組合分につきましては、去る5 月30日に全納税組合が完納となり、全納税組合継続完納54カ年を達成することができました。 随時分を除いて、3月中の完納を目標に各区長さん方取り組んでまいりましたが、22年度は、 西山区、青野区、富田区の3行政区がこれを達成していただきました。ほかの4行政区が出 納閉鎖期限の5月末になっての完納ということであります。完納に向けてご協力いただきま した区長さんを初め、副区長さん、そして納税組長さん、そして全納税者の皆様に御礼を申 し上げるところであります。

今月12日の日曜日に納税表彰式、そして組長会議を開催いたしますので、議員皆様方のご 出席をよろしくお願いするところであります。

4月29日にオープンしました村民保養施設「さぎり荘」につきましては、好調な利用状況のようであります。もちろん、まだまだ珍しさがお手伝いしてのこととは思いますが、オープン当日の29日が竣工、そして開所式後の午前11時に入場開始となりました。これは皆さんにはお知らせはしませんでしたが、入所式当日は無料ということで皆さんに開放させていただきました。利用者が215人でした。翌日、30日が218人、5月1カ月間、と申しましても、毎週水曜日が定休日となりますので、27日間の利用者が、合計で3,600人だそうです。1日平均133人の利用がありました。このうち一般の方の利用が、一般というと入場料500円です

か、この利用が1,533人、率にしますと42.6%になります。高齢者が1,674人、ですからこれ も率にしますと46.5%、若干、高齢者の入場量のほうが多いようであります。小中学生が 252人、7%です。幼児が58人、2.1%、そして、無料でことしいっぱい考えております避難 者の利用者が83名、2.3%の利用であります。

まきボイラーにつきましては、現在、1日当たり、皆さん確認してもらったと思いますが、コンテナ1台半で4基のボイラーを賄うことができるそうであります。灯油は休み明け、水曜日休みですから、木曜日の朝にちょっと灯油の手伝いをいただかないと、なかなか温まりにくいそうです。ですから、木曜日だけ灯油を利用しまして、あとはすべてまきで賄っております。大変地球環境に、そして循環型農業にはふさわしい鮫川に合ったまきボイラー、皆さんに選んでいただいたことに御礼を申し上げたいと思います。

また、パン工房ということで開所させていただきました「手・まめ・館」わきの喫茶店です。これは、5月3日にオープンさせていただきました。以来、22日間営業して、利用者が863名、売上金額が49万9,600円であります。1日当たりにしますと、利用者が39人で、売り上げが2万2,709円、1人当たりのご利用額が579円ということであります。

さて、今定例会でご審議いただく議案につきましては、専決処分の承認を求める案件が1件、一部改正条例案件が1議案、平成23年度会計の補正予算、一般会計と3つの特別会計合わせまして4議案、土地の取得案件が1件、人事案件が1議案、繰越明許費繰越計算書と事故繰越し計算書についての報告案件が2件、合計で8議案と2件の報告案件であります。このほかに監査委員の人事案件を追加議案として提出する予定でおります。

どうぞ十分にご審議いただき、原案にご賛同くださいますようお願いを申し上げ、あいさ つといたします。

○議長(前田三郎君) これで村長の発言が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長(前田三郎君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、

1番 岡 部 明 君 及び

2番 宗 田 雅 之 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長(前田三郎君) 日程第2、会期の決定の件についてを議題といたします。

会期につきましては、過日、本定例会の招集に当たり、議会運営委員会が開かれております。その結果について、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、関根政雄君。

[8番 関根政雄君 登壇]

○8番(関根政雄君) 議長の指名がありましたので、議会運営委員会の結果についてご報告 を申し上げます。

去る6月1日、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期、日程等について協議をいたしました。

会期については、本日から6月9日までの3日間とし、日程については、お手元に配付いたしてあります日程表のとおりであります。

この会期・日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げまして、報告といたします。

○議長(前田三郎君) お諮りします。

本定例会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおりとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(前田三郎君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会議の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日から6月9日までの3日間と決定いたしました。

◎一般質問

○議長(前田三郎君) 日程第3、一般質問を行います。

順番に発言を許します。

◇ 星 一 彌 君

○議長(前田三郎君) 7番、星一彌君。

〔7番 星 一彌君 登壇〕

○7番(星 一彌君) 今議会より一問一答方式を採用されたわけでございます。これ、村民

に、よりわかりやすい、しかも村民が開かれた議会を目指して、そういう中でもって、行財 政改革の中で昨年実施されることになりました。

今回から、一問一答併用制を用いながら、村民にわかりやすく伝えるというのが基本でございますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

まず、東日本大震災の現状と今後の村の対応についてをお伺いをいたします。

3月11日に起きました未曾有の東北・関東大震災において、犠牲になられた方々及び甚大なる被害に遭われた皆様に、まずもってお見舞いを申し上げます。

特に、原発事故により3カ月を迎えようとしておりますけれども、今でも先の見えない不安な生活を送っております。しかも、この事故は、長期化が予想されており、最近の報道では倍以上の放射線も飛散しているというような報道もあるようでございます。かつてない事態に翻弄され続けているのが現状でございます。

過日行われました原発事故講演会においても、多くの村民が出席され、関心の高さを示しているものと思われます。

本村において、風評被害を含め長期化予想される原発事故にどう村民が向き合うべきか、どう向き合ったらいいのかを、次の点についてお伺いをいたします。

まず1つ目として、村で測定されている放射線量の調査で、現在までの数値の変移についてをお伺いをいたします。

2つ目に、農畜産物の出荷制限品目と解除、補償についてをお伺いをいたします。

3つ目、4月11日の余震で、避難されている家族と復旧の見通しについてもお伺いをいた します。

4つ目に、震災による被害状況と建物被害の補償についてお伺いをいたします。

以上、4点に絞って村長の答弁を求めます。

○議長(前田三郎君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 7番、星一彌議員の東日本大震災の被災状況と対応についての4点の 質問に対して答弁をさせていただきます。

今回の大震災でありますが、3月11日午後2時46分に、福島県沖を震源といたしますマグニチュード9.0という、とてつもなく大規模な地震が発生いたしました。県内の多くの市町村が震度5強から7というすごい揺れに見舞われ、家屋の倒壊、道路の陥没、山林の崩落、

津波の発生などにより、ライフラインが完全に寸断され、多くの犠牲者が出るという未曾有の大災害に見舞われました。

幸い本村は、花崗岩の岩盤に覆われているせいか震度が4.7でありましたが、しかし、かつて私たちが経験したことのない大地震であり、建物、道路等に甚大な被害が発生いたしました。

また、本県の場合、相双地区にあります原子力発電所が津波により被災し、水素爆発を起こし放射能を攪拌するという、想像を絶する事態に発展したわけであります。安全神話にもたれかかり、電力会社や国が備えを怠っていたために事故に対する対処設備や方針がなく、完全に制御不能の状態になったことが事態をより深刻にした原因であろうかと思います。したがいまして、この事故は想定を超えた自然災害ではなく、まさに人災であることがはっきりしていると思います。

原子力は、かつては一番安全で一番安価なエネルギーだと宣伝されておりましたが、世の中でこれほど危険なものはないということがわかりました。本村と同じように農業の振興に努力されてきました飯舘村や川俣町の現状を見るにつけ、本当に気の毒で、言葉に言いあらわせない惨状だと考えております。このような事態から一刻も早く解放されるよう事故の収束を強く求めるものであります。

さて、ご質問の1点目であります本村の放射能測定値の推移でありますが、本村の測定は3月18日から始まっております。3月12日に原子力発電所の第1号機で水素爆発が発生、さらに14日に3号機で水素爆発、15日には2号機のベントを行っておりますので、最初の水素爆発から6日経過した時点での測定であります。

測定値の推移につきましては、皆さん、お手元に配ってあります県南地方環境放射能測定 結果をごらんいただきたいと思います。

この測定は、空間におけるガンマ線量を計測するものであり、ヨウ素やセシウムなどの元素を分析するものではありません。測定場所は役場の駐車場です。3月18日の午後1時35分に測定しました0.83マイクロシーベルトが過去最大の値であります。3月21日には0.41マイクロシーベルトに、次のページですが、4月1日には0.27マイクロシーベルトに下がり、以降、5月9日まで0.2台で推移し、その後現在まで0.19から0.16マイクロシーベルト台であります。また、4月7日からこどもセンターの園庭、鮫川小学校、青生野小学校の校庭、鮫川中学校の校庭、青少年広場、村民グラウンド、公民館駐車場、農業者トレーニングセンター駐車場、学校給食センター駐車場、「手・まめ・館」駐車場でも測定をしており、さらに

今月からは、行政区長さんから要望がありましたので、村内7つの行政すべてで測定をしているところであります。

次、金曜日です。金曜日の午後に、各行政区の測定値を放送で皆さんにお知らせをしたところであります。こちらの測定値も、測定を始めた4月7日には0.29マイクロシーベルトから、高いので4.03マイクロシーベルトでしたが、現在は0.16マイクロシーベルトが、西山、戸倉付近で高かったそうです。そして、渡瀬は中山、中野町から0.9マイクロシーベルトが、鹿角平の観光牧場ということです。この鹿角平の観光牧場、青生野が一番高いのです、0.29マイクロシーベルト、この程度の放射能であれば、先月の講演会の小出先生からのお話をお聞きしたように、通常の日常生活が送れる範囲ということでありますので、多少は安堵してよいのではないかと考えております。しかし、本村における平常値の測定値は、大妻女子大学の西谷教授が、数年前、4年ほど前だそうです、鮫川村の空中放射能を測定したときには0.04マイクロシーベルトでありますので、一刻も早くこの数値の状態に近づけるよう、第一原子力発電所の事故の収束を強く求めるものであります。

次に、2点目の質問であります農産物の出荷制限品目と解除と補償についてのご説明をいたします。

まず、時系列的に申しますと、3月20日に全県の県内一斉に原乳の出荷、自家消費の自粛、露地野菜の出荷自粛が要請されました。翌日、21日には、全県にホウレンソウ、カキナ、原乳の出荷制限が出され、23日にホウレンソウなどの非結球性葉菜類、キャベツなどの結球性葉菜類、ブロッコリーなどのアブラナ科の花蕾類、カブの摂取制限、そして出荷制限が出されました。この時点におきましては、本村では、原乳を初め、ほとんどの野菜の摂取、出荷制限がかけられたことになります。解除に向けまして、県内6ホームごとに1週間置きに3回検査結果が基準値を下回れば出荷制限を解除することになり、県南方部は、原乳が4月16日、アブラナ科の花蕾類が4月27日、非結球性葉菜類が5月4日、結球性葉菜類が5月11日、カブが5月18日にそれぞれ出荷制限が解除され、現在、解除後のモニタリングが行われているところでございます。

この間、原乳につきましては、4月7日からクーラーステーションごとに検査を実施することになり、かつ、野菜類の出荷制限につきまして、4月10日から市町村単位に行うことになりました。本村のタケノコ、露地シイタケも検査をいたしましたが、いずれも基準値を下回っていたところであります。

牛の粗飼料関係につきましては、牧草が2回の検査の結果、肉用繁殖、育成牛については、

5月13日給餌が可能となりましたので、早速、畜産農家向けの広報を実施したところでございます。ただ、乳用牛と出荷15カ月以内の飼育牛につきましては、基準値がセシウム300ベクレルであり、2番草の検査結果を待つことになります。ですから、乳用牛と出荷15カ月以内の飼育牛につきましては、まだ給餌してはならないということであります。

次に、補償関係でございますが、4月28日及び5月31日開催の原子力損害賠償紛争審査会におきまして、東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力災害の範囲の判定等に関する第1次指針並びに第2次指針が発表さました。

これによりますと、第1次指針の内容は、出荷制限や出荷自粛を受けた農水産物の損害、避難に伴う実費や健康被害、事業者の売上高減少分、避難によって職場に出勤できなくなった給与所得者の減収分、東京電力に賠償金の仮払いなど柔軟な対応を要請となっており、第2次指針では、出荷制限や出荷自粛を受けた農水産物の風評被害、精神的苦痛は避難や退避の場合により4分類して賠償、警戒区域の一時帰宅に伴う実費、本圏内に営業拠点がある観光業の風評被害となっており、今後も各種被害について指針が取りまとめられると聞いております。

これらの指針に基づき、去る6月3日に県の説明会があり、その概要は次の内要になっております。

まず1つ目に、東京電力福島第一、第二原子力発電所事故による原子力災害の範囲の判定 等に関する第1次指針並びに第2次指針の概要説明、2つ目に、第1次指針に基づく仮払い 補償金の請求関係、3番目に、市町村に対する原子力損害賠償相談窓口の設置要請でありま す。

補償請求に関する窓口でありますが、本来は加害者対被害者によるものでありますが、これらを迅速に進めるために、既にJAグループ東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策福島県協議会が県内29の農業関係団体で設立され、それぞれ説明会を実施しているところであります。本村関係は、JA東西しらかわが、昨日6日に開催をしております。

村といたしましても、村民の皆様の相談につきましては、随時対応して、窓口は農林課に 設けたいと考えております。

次に、3点目の質問であります。

4月11日です。これは余震なんですね、本震でなく余震により午後5時17分ごろに発生しました東日本大震災の余震により、戸草地内の芳賀逸義宅、三瓶富士夫宅、岡部一宅の裏山に亀裂が入り、山腹の一部が崩落したことから、地元から通報がありましたので、12日に私

と副村長及び担当職員で現地調査を行いました。

その際に、余震等により崩落が拡大する可能性もあるので、3軒に対して自主避難を勧めました。その結果、3軒とも近くの親戚か戸草の多目的集会所に避難しました。現在では、余震が落ちついていることから、3軒とも自宅で生活をしていますが、大雨の情報があった場合には自主避難しているようであります。

4月16日には、崩落防止応急措置として村内の建設業者に委託をして、雨水が亀裂に入り 込まないようにブルーシートで覆う保護工事を行わさせていただきました。

復旧工事の見通しですが、3軒の裏山が工事の対象となることから、国の補助を受けて県 が事業主体となり発注する公共の復旧治山事業で行うことで県との協議を進めております。 規模の小さな県単治山事業では、県の補助で村が事業主体となり発注する工事で、地元負担 が事業費の15%、村も同額の負担がありますが、今回は県営事業で計画しているために、地 元及び村の負担支出はありません。ただし、崩落した山林とその周辺の山林を土砂流出防備 保安林に指定する必要があります。その面積は9.2~クタールで、所有者が5名であります。 そのうち3名の方は既に保安林指定に同意書をいただいております。残り2名の方が保安林 指定同意を待っている状況であります。同意に時間を要している原因は、その土地はまだ相 続されていない、死亡登記が終わっていない、相続の権利者との調整に手間取っているそう です。もし、5名全員の保安林指定の同意が得られない場合には負担金支出は伴いますが、 保安林指定を必要としない県単治山事業も検討していきたいと考えております。やはり危険 が伴いますので、早目の事業ということで考えております。また、この事業に関しましては、 地元議員の蛭田武彦議員さんには、中に入って両者の間をいろいろとよい関係に今、向かい つつあります。ですから、間もなく同意がいただけるのではないかと思います。今後は、保 安林指定同意書が5名出そろい次第、農林水産大臣に保安林指定申請書を提出します。そし て、県には復旧治山事業費を国の補正予算に計上するように要請しますので、議員各位のご 協力とご支援をお願いするところであります。

次に、4点目の質問であります。

ご質問の震災による被害状況ですが、3月11日の大震災、その後の4月11、12日の余震により被災しました箇所は、村道関係は17路線で26カ所、林道関係は4路線で10カ所、治山関係では、今ほど申しました戸草と草牛の2カ所であります。復旧に要する事業費は、概算で1億5,600万ほどであります。公共施設の建物関係では、「ほっとはうす・さめがわ」が、本館2階の天井落下及び合併処理浄化槽が故障し使用不能となっていますので、補修が必要

となってまいります。鹿角平観光牧場では、合併処理浄化槽の故障と天文台の反射望遠鏡の設置地区がずれたため、これも補修が必要となっております。ひだまり荘の建物周りの地盤が沈下したため、埋設してあります水道管、汚水管、雨水管が変形したり切断した箇所もあります。さらに、施設東側の盛り土、のり面の排水路が崩落して土砂が流出したため、下流の田畑に被害を及ぼしているので補修が必要となっております。また、戸倉地区ですが、戸倉地区の簡易排水処理施設では、沈殿槽外壁破損及び配管の脱落などの被害がありますので、これも補修が必要となっています。

次に、個人住宅の被害補償ですが、村では、居住している住宅に限り、震災で損壊した箇所の補修に要する経費10万以上につきまして50%補助、補助の上限を20万円に限度を設けまして交付をしております。6月7日現在、68戸から申請書が出されております。補修内容は、屋根がわらが全体の約7割です。残り3割は、建物の基礎と外壁等の補修であります。既に4戸の、まあ既にといっても4戸しかまだ終わっていないんですけれども、4戸の補修が完了しており、補助金を交付させていただきました。申請されている補修に要する見積もり総額は4,755万円であります。補助金額にすると1,210万円となります。予算につきましては、4月13日の専決処分で、地震災害被災者住宅再建支援補助金1,000万円が予算化されておりますが、現在の見込みで210万円不足しています。そのために今回の補正予算に提案をさせていただいておりますので、どうぞよろしくご審議をお願いいたします。

次に、文教関係の被害でありますが、鮫川小学校と中学校の校舎の壁に亀裂が入るなど、補修が必要になっております。中学校は、地盤陥没により甚大な被害が発生しており、復旧に向けて、現在、文部科学省の査定を待っているところであります。また、部活動に利用していた物置が、倒壊のおそれがあるため撤去したところであります。こどもセンターは、玄関の支柱タイルが剥離し、全面崩落のおそれがあるため、現在、補修工事を施しております。図書館は、階段、2階、3階部分が被災したため、使用をとめ、現在、復旧の施工方法を検討しているところであります。図書館業務につきましては、現在、民俗資料館を利用して行っているところであります。公民館、民俗資料は、壁などに亀裂が入りましたが、使用には問題がないため、通常に利用しておりますが、余震がおさまった段階で補修を検討したいと考えております。農業者トレーニングセンターも壁の亀裂、少しでありますが地盤の沈下も一部見られるそうです。今後、補修検討していきたいと考えております。プールは、通常どおり使用ができるものと思っております。屋内ゲートボール場です。鮫高から譲っていただいた体育館です。これは壁や床などに亀裂が相当入ったため、使用禁止しております。この

建物は、解体、撤去する方向で、今、検討しております。あとは、旧渡瀬小学校と旧西山小学校の体育館です。これは、本当は耐震補強工事やっておけばよかったんですね、やんないというのは、これは村の間違いだったと思います、反省しています。これは、被害が大きく、一部応急的に補修を行いましたが、使用できる状態ではないため、現在、本格的な復旧に向け検討しているところであります。その他、青少年広場のナイター設備やテニスコートの一部も被災しているため、復旧に向けた予算を計上しているところであります。村民運動場の物置も倒壊のおそれがあるため、今回、解体、撤去の予算を計上しているところであります。今回の震災による道路、建物等の村の災害復旧費は、最終的には4億に及ぶものと考えております。

以上で、7番、星議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

- ○議長(前田三郎君) 7番、星君。
- ○7番(星 一彌君) 村長のほうから、までいに説明をいただきまして、まことにありがと うございます。

一応、私の持ち時間も30分ということで予定はしておったんですが、いっぱい聞きたいことはあるんですけれども、若干はしょってお聞きしたいなと思うんですが、村で、まず放射線を測定始まった日が3月18日ということで、0.83ということだったようですが、実際、最近の報道では、既にはや、被災時点からメルトダウンといんですか、溶解していたということになってきますと、これ、3月12日から13日にかけて、スピーディの記録によると、はやこの辺まで飛散しているんですね。だから、結果的に、今は安全だからと言っても、内部被曝、外部被曝というのはあるんではないのかなというふうに、こう心配されるわけでございますけれども、過日、鮫川小学校が運動会を実施したと。まことに子供の活力のある姿を見て、本当に私らもうれしかったわけですが、その中で、青生野小学校と鮫川小学校のプールが使用禁止だということがあったようですけれども、これは子供の健康を考慮して使用停止にしたのか、その辺をお聞きしたいと思います。

- ○議長(前田三郎君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 星議員の再質問でありますが、まず、メルトダウンは、津波でなくて 地震によって起きたのかなと、私もそういう思いでおります。大変、発表がおくれたことに 憤りを感じているところであります。また、今ほどのプールの使用禁止でありますが、鮫川 小学校、青生野小学校、特に青生野小学校は、大変水質が汚染されている、そういう思いで

おりましたが、ヨウ素、セシウムとも検出はされませんでした。全くのゼロであります。ですが、果たしてゼロだから野外活動で屋根のないプール使用がいいのかな、そういう思いで保護者のお父さん、お母さん方の気持ちを察しての使用自粛ということであります。

幸い村には屋内プールがございますので、その屋内プールの利用ということで計画をさせていただきました。

- ○議長(前田三郎君) 7番、星君。
- ○7番(星 一彌君) じゃ、次の問題、いっぱい聞きたい部分があるんですけれども、本当は小学校の運動会を実施したその時点で、線量はどのくらいあったのか、それとも、また子供さんに対して外での運動の規制はあったのかないのか、お聞きしたいと思います。
- ○議長(前田三郎君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) まず、小学校の空中の放射線量ですが、常に0.2マイクロシーベルト 以下であります。0.2マイクロシーベルトというのは、外で8時間活動しておりまして、残り16時間を室内で生活する、そういったことで計算しますと、年間、合わせても弱1ミリシーベルトということです。ですから、国の定める年間放射線量が20ミリシーベルトにはまだまだ遠く及ばないということで、安全確認ができるという意味合いで開催をさせていただきました。

鮫川村の0.2マイクロシーベルトは、小出先生のお話にもありますとおり、もちろんゼロに近いのがいいんでしょうけれども、私も年間の線量が8時間外で一生懸命活動しても、子供たち、1ミリシーベルトということで、これは世界じゅうでいきますと、世界では、特にフランスあたりでは通常の生活の中で、年間2ミリシーベルトぐらいは放射線量を受けている、そんなお話がございます。ですから安全だという判断で実施をさせていただきました。

- ○議長(前田三郎君) 7番、星君。
- ○7番(星 一彌君) 政府の発表も、当初は年間20ミリシーベルトですか、最近になって、子供さんは1ミリシーベルト以内にしたい。当然、少ない数字になるということは健康的によいと思うんですけれども、どうもそういう報道を聞いていますと、やっぱり耳を疑いたくなるというか、じゃ、本当にどの数字がいいんですか、20分の1でも下がってもいいですよという規制を出す自体が、何か根拠のない20ミリシーベルトではなかったのかなという感じがします。そういうことを兼ねて今度、最近、県民の健康被害調査をやるというような新聞報道がありましたけれども、村では当然報告あったと思うんですが、いつごろ予定しているのか、また、一般の健康診断とともにやるというふうに思っているのか、その辺もお聞かせ

いただきたいと思います。

- ○議長(前田三郎君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 私も新聞等で知ったということで、まだ村のほうには、いつごろという詳細は入ってきておりません。入り次第、村民に口頭で連絡をし、健康被害健診はすべての村民に受けてもらう考えでおります。
- ○議長(前田三郎君) 7番、星君。
- ○7番(星 一彌君) じゃ、そういう情報が入ったら、やはり村民のほうにいち早く、情報 無線でも結構だと思います、連絡をいただきたいなと思っております。

それから、土壌の汚染関係に移らさせていただきたいと思っています、やはり80キロ圏内は4キロ四方で1カ所という規制があるようですけれども、この辺もまだ村のほうには連絡は入っていないということでよろしいんですか。

- ○議長(前田三郎君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) はい、土壌の放射能検出ですが、各大字単位に7カ所モニタリングするそうです。きのうあたりから検定試料の採取に県職員が来ているようです。
- ○議長(前田三郎君) 7番、星君。
- ○7番(星 一彌君) かいつまんでお聞きします。

余震の関係で、戸草集落がああいう状況になったということは、農業委員会のほうでも現地調査をさせていただきました。当日、逸義さんへの入り口のあたりから、あそこは砂地なんですね、もうブロックはもちろん割れていますし、あの状態でも、はや砂が常に落ちているという非常に危険な場所であると思うんですが、先ほど村長のほうの答弁に、保安林の申請ということらしいんですが、100メートルぐらいありますか、被害箇所、シートかぶったのは。

[「はい」と言う人あり]

○7番(星 一彌君) なので、この前その現場を見てきました。そうすると、例えば逸義さんの裏山が、はや、のり面が膨らみを持っているんですね。ですから、村のほうでもやっぱりいち早くその協議を進めていただいて、早くその処置をしていただかないと、これから入梅時期ということになると、非常に危険が伴うのではないかなという心配をするわけでございますが、その取り組みも、村長の答弁の中で、なるべく急いで協議したいという前向きの答弁でございますので、その辺の質問はいたしません。

それで、震災による被害状況の関係なんですが、積立金と全国町村会のほうからの見舞金

が各町村に支給されたんではないかという報道あるんですが、鮫川村には、実際見舞金は入っているんでしょうか。入っているとすれば、どのくらい入っているかお聞きかせをいただきたい。

- ○議長(前田三郎君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 今回の補正予算で収入の欄で報告をさせていただいておりますが、まず、県の町村会から100万、あとは北海道の東川町、私、去年東京で、簡易水道の組合の自然水を飲むの会、湧水を飲むの会、こういったグループがあるんですね、そこから10万円もらいました。あと、全国の議長会から30万、こんな感じで、今のところ140万、これは補正予算の収入で計上させていただきました。
- ○議長(前田三郎君) 7番、星君。
- ○7番(星 一彌君) 局長から、時間だぞと言われているんですが、まだまだお聞きしたい 点はあるんですが、最後の質問にさせていただきます。

実は、補償対象は住居ということで、50%補償、最高額で20万という説明をお聞きしたわけであります。結構、村内でも、土蔵といいますか、蔵の壁が割れた、落ちた、結構ありますね。今、非常に風評被害、農家の収入がなかなか計算どおり賄えない時代でございますので、村のほうで、そういう非住家に関しても、そういう考えがあればひとつお伺いしたいと思います。

- ○議長(前田三郎君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 7番議員の住宅以外の損壊に対しての損害補償、補助金なんですが、物置、蔵とか納屋とか、あとお墓の塔婆というんですか、大変なんですね。ですから、本当に皆さん容易でない中ではあると思いますが、今回は住宅だけということで当初考えておりましたもんですから、こういったことで、ぜひご協力をお願いしたいと思います。
- ○議長(前田三郎君) 7番、星君。
- ○7番(星 一彌君) まだまだお聞きしたいことはあるんですが、一応時間も来たようでございますので、鮫川の住民が3月11日以前の生活に戻れるように我々も協力していきたいと思うし、心一つにして頑張っていく、そういうような気構えでこれからも行きたいと思います。

以上をもちまして、私の質問は終わります。ありがとうございました。

○議長(前田三郎君) ここで10分間休憩します。

(午前10時54分)

○議長(前田三郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時03分)

◇関根政雄君

○議長(前田三郎君) 引き続き一般質問を行います。

8番、関根政雄君。

〔8番 関根政雄君 登壇〕

○8番(関根政雄君) 今回の定例議会、一問一答を選びまして、2つの一般質問をする中の 最初の質問でございます。

村内の雇用の場の確保をどうするのかという観点から、村の公共施設での雇用と積極的な 企業誘致について、一般質問をいたします。

今年度より、村民待望の「さぎり荘」初め、各新しい施設がオープンをいたします。その中でも、今、豊かな土づくりセンターが本格的に稼働しつつありまして、また、「手・まめ・館」を核とする法人設立に伴い、村民の雇用創出も多く生まれるものと期待をされているところであります。

次に、本村の誘致企業であった見渡地内の工場も閉鎖のままとなっております。残念なことですが、この工場閉鎖のその後の経過と現状は一体どうなっているのか、また、村民の雇用の場の確保、村税増収の観点から、企業誘致や施設、またこれらの用地の有効活用を積極的に推進すべきと考えますが、村長の所見をお伺いをいたします。

○議長(前田三郎君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 8番、関根政雄議員の公共施設の雇用と積極的な企業誘致についての 質問にお答えを申し上げます。

最近の雇用情勢は、リーマンショック以降の企業の業績悪化、さらには東日本大震災の影響で、今春の新卒者就職率は、高卒者が95%、大卒者が91%ということで過去最低となり、依然として厳しい状況にありますことは、各報道でご承知のことと思います。村といたしましても、緊急雇用創出基金事業などの県の基金を導入して、雇用の確保を図ってまいっているところであります。

最近の公共施設関係の雇用においては、4月29日にオープンしました「さぎり荘」において、新たに1名、5月3日にオープンしました「手・まめ・館」パン工房では、3名を雇用しました。ここには、東京農大を卒業後、パン屋で修業をした職人を招くことができました。来春に稼働する予定の豊かな土づくりセンターでも、若干名の雇用を予定しております。これら公共施設や関連施設の雇用確保について、農業の6次産業化の取り組みの進展とあわせまして、引き続き努力をしてまいりたいと考えております。

ご質問の見渡地内の工場閉鎖についての経過について、お答えを申し上げます。

この会社は、村の融資により昭和61年に操業を開始しました金属加工関係の工場で、従業員は、平成21年の工業統計によりますと38人でありました。村の商工会にも加入されて、経営は順調に推移しているものと思っておりました。

この会社では、新たな事業展開のために、平成20年に白河市の工業団地に移転をしましたが、設備投資の直後にリーマンショックによる経済不況に見舞われ、経営困難に陥ったようであります。平成22年4月5日に、弁護士による破産手続開始の告示が行われました。5月21日には、福島地方裁判所白河支部において破産申立書が受理され、管財人による債権の清算が開始されたようであります。

この見渡地内の工場跡地を有効利用することができないかとの質問ですが、破産手続中の 企業であります。詳細が明らかになっておりませんので、工場用地、建物などの利活用が可 能かどうか、事態が明らかになりましたらば検討してまいりたいと考えております。

二、三日前です。前の浅木会長さんと社長さん2人で役場にお見えになられました。今、大変落ち込んでいるところではありますが、仲間がたくさんおりまして、30人ぐらいの仲間で企業を興そうと今考えているんだ、まず差し当たり、大きな会社のお手伝いをしたいから紹介してくれないかということで、紹介をさせていただきました。あと、風力発電、プロペラ式の風力でなくて、タービン式の風力発電を、今、社長が考案して――社長が考案というより、社長の友人が考案して、社長が手がけている事業だそうです。これなんかも、今、評価を得て、始めたいんだが、資金とかそういうので今奔走しているんだということで、あの鮫川の跡地を何とか使えるように頑張ってみます、そういう話をしていきました。それは二、三日前です。ただ、管財人が入っておりますから、競売等の結果、あるいはその競売は当然村も参加をする計画ではおります。

こういったことで、答弁とさせていただきます。

○議長(前田三郎君) 8番、関根君。

○8番(関根政雄君) 村の施設の雇用は、間違いなく村民の生活を守る、また、企業誘致による新しい雇用創出は、当然、村民の雇用の場の確保になる、村の税収、さらには、産業の活性化にもつながるものと思いますが、現在、「手・まめ・館」、さらには「さぎり荘」ということで稼働、一般公募、それから加工室ということで稼働しております。村長の答弁の中で、堆肥センターで若干名募集をしていくということです。

以前に村長に質問したときには、当面2名の雇用でいきたいという答弁だったんですけれども、新年度新たな施設が建設され、また、大学の研究等の研究施設の核となるような建物もできるということから、今後、それ以上の雇用も当然生まれてくるのかなと思いますが、ここで公的施設の雇用をする場合の公募の仕方、どういった形で村民に知らしめながら雇用していくのか、また、特定の資格を持った方々を標準として雇用するのか、村民の心内にとってみれば、村の施設、今、稼働しておりますけれども、何か縁故雇用されているのではないかという疑問の声もあちこちで聞こえます。そういった観点から、今後、村の公的な施設の臨時雇用等々をする場合に、どういった形で雇用をされるのかお聞かせいただきたい。

- ○議長(前田三郎君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 公共施設での雇用の募集方法でありますが、基本的には、その職場職場で必要な人材を広報等でお知らせをして募集をしております。

今回の「さぎり荘」での募集は、役場職員の臨時募集に手を挙げて参加をしていただいて、こぼれた人を救ったこともあります。また、今後、堆肥センターでの雇用は、やはり若い人よりある程度60歳を過ぎた、稼ぎどきの終わった方の雇用、そのぐらいの賃金しか払うことができないのではないかと考えております。こういった若い人の職場がない時代に入ったときに、こういった若い人の働く場所も創出する必要があるのではないかという、今、関根議員の質問を聞きながら考えていたところでありますが、企業でありますので、やはり採算も考えなければならないことも事実であります。この辺を、採算あるいは経営状況を考えながら、そういった人材の雇用をと考えております。ただ、一般公募ですと、なかなか都合のいい人材が集まらないのも事実です。一本釣りが一番いいんですけれども、なかなか一本釣りも適した人材を皆さんにお願いするのも容易でなく考えております。

今、関根議員から指摘があったのは、パン工房の喫茶店のほうで、実はマスター、店長です、支配人といいますか、この支配人がいろいろ人のつてで、コーヒーたてのプロだ、鮫川では焙煎の仕方から、コーヒーの選び方から、そういった人材がいいという話、小耳にしたもんですから、実は直接私が行ってお願いしてきました。なかなかこういった人材がいませ

ん。技術的に、そして人柄的に。私、喫茶店、ああいうところはコーヒー飲むのもそうですが、いろいろ人生の相談とか、悩み事の相談、困り事の相談、そういったおやじ的な経営者の感覚が、理念が必要かと思っておりました。ちょうど私が考えている理想の人に出会うことができたので、まげてお願いをして、ようやく説得して、思ったような給与は払えないけれども、ボランティアの気持ちでというお願いをして、ようやく拝み倒して働いてもらっているのが事実であります。

なかなかそういった批判を受けるということも、これは関根議員が話されますと、そういった縁故で使用しているのかという疑問が発生したのかとは思いますが、決してそうではなく、村民の皆さんにいかにいやしの場をつくるか、いやしの空間を設けるか、その辺で熟慮してああいった支配人を手配させていただいたのが事実であります。

- ○議長(前田三郎君) 8番、関根君。
- ○8番(関根政雄君) 雇用の問題については賜りました。

次に、この見渡団地の企業についてでありますけれども、ピーク時には30人以上の雇用がされていたし、まして業績も順調に伸ばされてきました。白河に工場を進出されて、また、この不況がまともに受けて受注が減ったものとは見ますけれども、白河の工場はもう既に他社に渡りまして、稼働する動きだということも聞いております。本村の見渡団地の工場は、村の誘致企業の一つであるし、まして、村民が大勢雇用されていたということから、非常に残念な結果でありますが、ただ、会長も破綻する前から、その風力発電には大変力を入れておられたので、役場にお見えになって、そのような明るい兆しがあるということについては、村としてもできる限りの支援策をしながら再開できる支援をすべきだなと思います。

さて、今、相双地区が、また、3県であれだけの被害があって、被災地には被災工場というのが実際あるらしいです。実際、人がいる、また経営者もきちんとしておられる、しかし、設備、建物、家屋が倒壊したという、そういった工場が実際あります。そういった工場が、空き家の工場、空いている工場に移転をするという動きが実際出ておりますが、県に企業立地課で、そういった被災地工場と空き工場のマッチングの施策を紹介しているということを耳にしておりますが、本村ではそういった情報等、それから、現在ある工場の有効活用について、そういった情報を得られておられるのか、また、今後、空いている見渡団地の工場の活用において、再度、経営者に強く推進していくお考えがあるのかどうか、村長の所見をお聞かせいただきたい。

○議長(前田三郎君) 村長。

○村長(大樂勝弘君) まず、県の企業局からのそういった引き合いは、今のところはありません。ただ、避難所として、当時鮫川村は、私は真っ先に手を挙げたと思います。避難所も用意してありますよ、300人近くはいつでも引き受けますよ、あと、仮設住宅ですか、これの敷地も各大字にございますよ、そう言って手を挙げさせていただきましたが、引き合いはほとんどありませんでした。これは、利用者の利便性だと思います。学校あるいは会社、そういったことで不都合が利用者にはあったり、県のほうでもそういった遠慮があったのかなと残念に思っております。ただ、いつでもそういった迎える準備はしておりましたし、土地はありますから、もしお気づきだったらば、企業局のほうでも引き合いがあるのではないかと思います。

また、泰斗工業でありますが、私は泰斗の社長さんはよく存じ上げていないんですけれども、会長さん、多分年なんですね、もう80の年齢の人ですから、人柄はいいにしろ、果たして経営陣として、あの人に信頼を託していいのかという思いがよぎりました。そういったことで、もう少し社長の出方、後継者の出方を見ながら、ぜひ、その土地が管財人の手からどちらに行くかわかりませんが、その際、工場跡地の利用は真剣に考えて、今ほど申し上げましたように、競売には積極的に参加をしてまいりたいと考えております。

- ○議長(前田三郎君) 8番、関根君。
- ○8番(関根政雄君) 公的な施設、さらには村の企業の働く場所の確保は、定住人口の増加、 さらには若い人たちが我が村に移り住む、子育て支援もできるという観点から大変重要な施 策だろうと思います。

村長みずから今後トップセールス欠かせなく企業誘致、さらにはそういった未使用の会社 等があれば、もう一度息を吹き込むような施策を講じていただきたいと願っております。

それでは、2問目の一般質問をさせていただきたいと思います。

今回の想定外の東日本大震災に学ぶ危機管理と今後の対応策ということで、まず、本当に 多くの災害と犠牲者に心よりお見舞いとご冥福をお祈りをいたします。

今回の大震災は想定外の災害を引き起こして、広範囲による被災地の復興や風評被害の解決には今後予想以上に長期化するものと推測されております。これらの甚大な災害を教訓として、今後村の危機管理や緊急時の対応策として、次の4点についてお伺いをいたします。

1点目、避難者の受け入れの経過と実績、緊急備品などについての広域的支援ネットワークはどうであったのか、また、それらの課題はどうなのか。

2点目、村民への告知通報と被害状況の把握、さらに高齢者などの安否の確認は迅速であ

ったのか。

3番目、昨年作成されましたけれども、ハザードマップの活用、それと村内指定避難所の 内容ですね、充実されていたのか、村民への今後の防災教育をどのようにお考えなのか、所 見をお伺いいたします。

4点目、村民の避難者は、現在ちょっと減ったようですけれども、約8万人と言われ、避難生活も長期化されると。さらに、今後自分の家に戻れない、被災地に戻れない方も多く出ると予想されておりますが、今後、本村として、避難者支援と定住人口増加を図るために遊休村有地を活用しながら移住をしたいという方がおられれば、その受け入れを積極的に展開をしてはどうかと思いますが、この4点について、一般質問をいたします。

○議長(前田三郎君) 村長に答弁を求めます。村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 8番、関根政雄議員の2点目の質問にお答えします。

東日本大震災に学ぶ危機管理と今後の対策についてであります。

まずは、議員ご指摘のとおり、想定外の災害が発生し、このように長期化するとは思いもよらない事態で、大変困惑しているところであります。3月11日、震災発生と同時に職員全員の英知を結集し対策を講じたことを念頭に、対策本部を設置し、村民に情報無線で注意を呼びかけるとともに、各ライフラインの確認、各施設の状況確認と被害対策の指示を行い、情報収集と対策に努めてまいりました。

1つ目の質問の避難者の受け入れ経過と実績、緊急備品などについての広域的支援ネットワークの現状と課題についてでありますが、震災発生後、全県で避難所対策が報じられ、本村でも村民の避難対策を考慮しながら退避所を検討しました。第1避難所に山王の里、第2避難所にほっとはうす、第3避難所に村公民館と指定し、避難者の受け入れ準備を行いました。しかし、ほっとはうすについては、地震による建物被害が甚だしいため、保健センターを避難所にすることも検討しておりました。3月17日には、被災地のいわき市から10名の申し込みがあり、山王の里に入所をいただきました。その後、4月3日までに延べ42名の被災者が利用されました。この間、別な避難所へ移られたり、2日間のみ滞在された方など、利用者の出入りはありましたが、庁内には避難所対策班を設け、職員による宿日直の対応や保健師による健康相談、日赤奉仕団の方々による炊事の協力などをいただいて、被災者の対応に当たらさせていただきました。特に、日赤奉仕団の皆様には、物心両面にわたるご協力を

いただき、感謝しているところであります。

緊急備品等については、村施設に備蓄してある資材等を活用し、日常生活用品などは、村内業者から購入し対応しました。それでも不足する物品については、県の災害対策本部に随時要請し対応をいたしたところであります。また、村民の皆様や事業主の方、村外有志の方々から食材などの協力もありました。ご協力いただいた皆様方には感謝しているところであります。

本村の場合、受け入れ人数も他町村より少なかったこともありますが、職員の日夜にわたる対応もスムーズにいきまして、避難者からの苦情は少なかったのではないかと聞いております。利用された被災者の皆様からは御礼の手紙も寄せられております。

次に、広域的支援についてでありますが、県本部からは、避難所へのおにぎり、毛布などの提供要請があり、早速、情報無線でお知らせをしましたところ、毛布などは村民の皆様から700枚を超えるほど寄せられました。また、おにぎりなどについては、「手・まめ・館」で3月14日から5日間にわたって、延べ9,100個を準備し、それぞれ県南本部を通じて各避難所に配布をいたしました。

本村の避難所へも、衛生管理、治安、医療などについて、自衛隊を初め、各関係機関の 方々に巡回をいただき、安心・安全な避難所への対応、支援をいただきました。また、村で も、県の対策本部から被災地住民の健康相談業務協力依頼があり、保健師1名を5日間にわ たりいわきに派遣をいたさせております。

今回の震災では、各施設や職員のネットワーク、日赤奉仕団とのネットワークなど、災害に応じたネットワークの大切さや定期訓練、災害対策の後継者育成指導など、きめ細やかな災害対策の必要性を感じたところであります。こうした状況を踏まえて、本村に合った災害マニュアルなどの作成を検討してまいりたいと思います。

次に、村民への告知通報と被害状況の把握、高齢者などの安否確認は迅速であったかという質問でありますが、震災と同時に災害対策本部を設置し、早速、情報収集と避難対策などに当たりました。情報無線で村民に注意を呼びかけるとともに、各行政区に電話による被害報告を依頼し、各地域に職員が出向き、被災状況の把握に努めました。同時に、ひとり暮らしの高齢者や高齢者世帯などへの電話連絡で安否を確認し、通じないところもありました。通じないところには職員が訪問して安否を確認させていただきました。また、民生委員の方々にもご協力をいただきました。幸い人的被害はございませんでした。私自身、今回のこのような地震が、当初にはこれほど甚大な被害になるとは想像もしておりませんでした。皆

さんも、当時はこの議場にいたわけであります。本当に、毎日毎日、日が明けるごとに被害の甚大さを痛感させられました災害でありました。4月11日の際も同様に対応して、それぞれの対策を講じたところであります。

次に、3点目のハザードマップの活用と村内指定避難所の充実、村民への防災教育の強化 の方針についてお答えをいたします。

本村の防災ハザードマップは、関根議員にもご提案をいただき、平成22年度に作成したものであります。このハザードマップは、地震災害を初め、降雨時による土砂災害の被害防止対策、避難所、避難場所の位置、並びに土砂災害の危険箇所を地図に明示し、災害に対する意識の啓蒙のため作成したものであります。特に、鮫川村は急傾斜地の家屋が多いわけであります。この辺を重点に計画をさせていただきました。今まで土砂災害や火災を中心に防災体制を編成しておりましたが、避難所につきましては、梅雨時や秋雨前線、台風での大雨による土砂災害を想定した一時的な避難場所として村で指定したものであります。今回のように大規模で長期にわたる避難者の受け入れ施設につきましては、想定を超えた出来事でありましたので、今後は、民間の旅館や民宿等も指定の対象になるよう考える必要があるのではないかと思っております。

今後は、ハザードマップの活用も含め、住民への防災教育を進める上で、平成25年には、 鮫川村を会場として県南地方の防災訓練が予定されております。準備の段階から防災意識の 高揚のため、講習会や避難訓練を含め、地区ごとの防災訓練、この25年に予定しております 県内防災訓練に合わせて訓練を実施したいなと、そういう思いでおります。

次に、4番目の東日本大震災に学ぶ危機管理と今後の対応策についてであります。

関根議員ご指摘のとおり、東日本大震災の発生から間もなく3カ月となりますが、今なお多くの方が住みなれた囲いを離れ、避難所で厳しい生活を送られる方がたくさんいます。この方たちの中には、津波で自宅をなくされた方もいれば、東京電力福島第一原子力発電所の事故による放射能の影響で、戻るべき自宅があっても戻ることができない方もいます。避難生活がいつまで続くのか、いつになったら故郷に戻ることができるのかが明確な見通しもなく、毎日不安な気持ちで過ごしているものと思います。

このような避難者を支援するとともに、村の定住人口の増加を図るため、遊休村有地を活用して移住受け入れを積極的に進めてはどうかという議員の指摘は、まことにもっともであると思います。

先日、ある町から避難されている方が、原発事故による放射能の影響で、1年から2年は

自宅に戻ることができないと思うので、その間、鮫川村に住むところがないかと役場に訪ねて来られました。村営住宅は満室で、待機者もいる状況であります。紹介可能な空き家を案内しましたが、希望する条件には合わず、その方は村への移住の実現はできませんでした。また、別な方からも問い合わせがございました。今現在、紹介できる空き家では希望に応じることができないのが現況であります。

また、移住受け入れが利用できる遊休村有地ですが、現在、すぐにまとまった戸数の住宅を建設可能な用地は、越虫の工業団地が考えられます。ここには村の水道がありますので、水源の確保に問題があります。また、村の中心部や商店街からも遠く、公共交通機関もないなど、居住条件には不利な点もありますので、避難者等を受け入れる住宅の建設場所として適切かどうか十分に検討する必要があるのではないかと思います。

そのほかに、村の中心部で検討すると、青少年広場や村民運動場などが候補地になると思われますが、いずれも現在利用されていますので適切ではないと考えますが、仮設住宅の建設予定地として受け入れる意思は県のほうにも手は挙げておりますが、これは渡瀬と西野の区民運動場、こういったところを候補地として予定はしておりましたが、思うようにいかないのが現実であります。

避難者の方々は、避難はあくまでも一時的なものであり、いずれ自宅に戻りたいという強い希望をお持ちのようです。避難している間だけでも本村で暮らしていただける支援をしたいところでありますが、そのために有効な施策として村営住宅などの比較的手軽に住み始めることができる住宅の整備を進めることが重要だと思っています。できるだけ少ない負担で暮らし始めることが大事なのではないかと思います。

そうして、この村で暮らしていくうちに、自然にこの村が好きになり、そのままずっと村に居続けてもらえるようになるのが一番よいのではないかと考えております。村営住宅、そして定住促進住宅、田舎暮らし体験住宅など、本村の風土や村民の気質に合った定住促進のための施策を今後ともしっかりと進めなければならないと、つくづく感じさせられているところであります。今、村では待機者が8軒いるようであります。本当にこういった待機者に不自由をかけておることに申しわけないと思っておりますし、早目の住宅の建設が必要かとは思っております。ただ、これも大変な費用が伴う事業であります。まず広畑団地を整備し、次に、候補地として西山、きょう西山の水口の団地に敷地の造成を計画し、皆さんにご審議いただくよう提案させてもらっておりますので、この辺もあわせてご審議をお願いしたいと思います。

以上で、関根議員の2番目の質問のお答えとさせていただきます。

- ○議長(前田三郎君) 8番、関根君。
- ○8番(関根政雄君) この被害があった大災害のあったときの広域的なネットワークという ことで、それと今回、そんなにも広く毛布の呼びかけをして、多くの毛布が集まり、また、 広域圏の中に支援したという話も聞いております。

以前から広域圏内の備蓄が各町村はどのくらいあるのか、また、地域によって災害が発生した場合に、その備蓄を吐き出す、そういった広域的な支援策が必要なのではないかというのを一般質問でしたわけですけれども、今後、村みずから、村長みずから広域圏の会議等々でそういった備蓄のネットワーク、さらには吐き出す方法を検討をしていただきたい。

それと、今回お聞きしたいのは、人的支援でありますけれども、このような災害は決して あってはならない。しかし、こういった二度と起こらない災害を学びの場としなくてはなら ない。そういった中で、今回職員が他町村の支援をしたという話も聞いておりますが、被災 地並びに他町村の事務的支援をした経過はどうなっているのかをお聞かせいただきたい。

- ○議長(前田三郎君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 今ほど申し上げましたように、保健師がいわき方面に5日ほど避難住民の心のケアに行ってきました。あとは、矢吹町長から申し出がありまして、東白川郡の4町村で職員を1人ずつ半月ぐらい派遣してくれないかということなんだと。矢吹は倒壊、全壊あるいは半壊家屋が2,800戸ほどある。これの被害調査で、全壊か半壊かを判定してもらいたんだと、県のほうにお願いしたんだが、県がなかなか動いてくれない、取り壊していいものかどうか、住んで安全なのか、町民の安心・安全を守ることが今できなくなってきているんだ、そういったことで要請がありました。それで、郡内の町村長さんに相談しましたところ、いいことですよと、そういうことなら応援しますよということで、各町村1名ずつ、鮫川村では資格を持っている増谷君がお手伝いに行きました。増谷君は、損壊家屋の審査をする資格があるそうです。こういったことで、あと、2人ほど、村では2人持っているんですけれども、片方は女性だったもんですから男性のほうで、1名の要望だったもんですから、それでお手伝いに行ってきたことであります。大変町長さんには御礼の言葉をもらいました。一生懸命やってきたということであります。

以上です。

- ○議長(前田三郎君) 8番、関根君。
- ○8番(関根政雄君) この緊急時の村民への周知の件ですけれども、あれだけの地震があっ

て、我が村は数時間後に停電が復旧をいたしましたけれども、他町村は数日、半月も断水、 停電が起こりました。我が村は、ライフライン、水も電気も回復いたしましたので、それほ ど大きな危機的な状況ではなかった。しかしながら、今回想定外の地震ということで、我が 村においてもいつかこのような、山古志村同然の災害が起こるかもしれないということを想 定に準備をしなくてはならない、これが行政の仕事だなと思います。

実は、防災無線が流れたときに、情報は流していただきましたけれども、今回一番被災地で問題になったのが、確かな情報が得られないということです。それと、停電された場合の情報源がないということです。すぐにあのときに本部に電話をして、防災無線でラジオをかけることができないかという話をしましたけれども、システム上無理だということです。皆さん各1個ずつ携帯ラジオを持っているのか否か、意外と持ってはおりません。停電したときの情報源として、このラジオの活用、これを村がきちんと腰を入れて、そして本当の緊急時には防災無線につなげるようなシステム、これらが必要なのではないかと、あのとき切に思いましたけれども、そういった緊急時の通報の仕方、これについて村長のお考えをお聞かせいただきたい。

- ○議長(前田三郎君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) まず、今回の震災で感じたことは、役場職員が村内の一円にパトロールに出ることができたということが、被害の少なかった鮫川村だからできたということで安堵しているところでありますが、今、関根議員が話されたように、車等が使えなくなった場合の連絡方法はいかにするんだと、そういうことも当然想定外の事案でも想定して、村民の安心・安全を守らなければならない責任はあるのではないかと今痛感しているところであります。そういったことも早い時期に皆さんに相談しながら、ラジオあるいはどういった連絡方法が適正なのか。今、光のケーブルが網羅しまして、携帯あるいは電話が光に加入しますと、前のアナログの電話だと使えるんですね、今度、幸いなことに各大字の区の集落センターにアナログの電話を配置するようにしました。これは村の費用で置かせてもらうように考えております。こういったことが防災、災難のときに役立つような、そういった体制づくりも必要かなと思っております。ただ、大字でない区が1区あります。こういったところには逆にこちらでお願いしてつけてもらうかな、今、議員のお話を聞きながらそういった考えを想像していたところであります。

こういったところで、詳しくは、道路等が切断された場合には、どういった体制で安全を 守るのか、こういったことをさらに検討してまいりたいと思います。 答えにならないような答えですが、お許しをいただきたいと思います。

- ○議長(前田三郎君) 8番、関根君。
- ○8番(関根政雄君) 前向きに防災対策をされるという答弁です。

さて、ハザードマップの中には、村内に19カ所の避難所が実は設定されております。各大字区の区民センター、集会センター、さらには学校の体育館、あと公的施設ということで、19カ所の避難所が設けてありますけれども、この避難所を全く満杯に使うような災害はないとは思いますけれども、万が一、こういった避難所に村民の避難者が避難した場合に、避難所の中身の充実、村長の口から、固定電話が非常に活躍していたということで、各大字区には多分固定電話が今ありまして、使えないところもあるということですけれども、それは当然設置していただくと。それと防災無線、防災無線が全区民センターにあるようでありますけれども、避難所と指定している以上、体育館の中、それから公的な施設の中には、当然、防災無線と情報収集するテレビ、それから発信する固定電話、それにあわせて、防災無線の3点セットが最低でもなくてはならない。それと、欲を言えば、その中に数十人が何日か過ごせる毛布と備蓄品、食料品の備蓄品、そういったものもえり備えないと本来の避難所の目的はないなと、こう思っております。

そういった避難所の充実、村長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

- ○議長(前田三郎君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) まず、3点セットの必要性は、これは準備はできると思います。食料なんですが、鮫川村は村全体が農業者の村であります。自給自足の生活には耐え得る資質は持ち合わせているものではないかと考えております。ですから、村では、飢えをしのぐには米とみそがあれば、人は10日、1週間も生活できます。こういったことで、米屋もおりますし、店屋もおります。こういったことで、お許しをいただければと考えております。
- ○議長(前田三郎君) 8番、関根君。
- ○8番(関根政雄君) 先般、風評関係の小出先生の講演をいただきましたけれども、あれだけ村民の関心が高いということであります。今後、定期的に講演会をしていただきたいと思いますが、今、村民が一番心配しているのは、余震に対する恐怖感、不安感であります。こういった風評被害、それから余震に対しての講演会等を今後定期的に開催をして、村民に安心を与えるべく必要があるのでないかということから、村長に最後に所見をお伺いいたします。

また、私の持ち時間、あと3分でありますけれども、再三、この災害に強い村づくりにつ

いては一般質問させていただいておりました。

我が村には、大変な歴史が実はあって、皆様ご周知のとおり、渡瀬村の救荒修祭記碑、集落の5分の1までの村民が飢饉のときに命を落としたり、村を出ていったという大変な歴史がございます。この記碑の一番最後の句に、災害はいつ起こるかわからないと。だから村民みんなが常々備えをしなくてはならないという、そういう戒めが書かれております。今、こういう大災害が起きたときに、その対応策として、こういった先人たちの教え、戒めを守りながら、いざというときの備えを、今、していかなくてはならないということで今回一般質問をさせていただきましたが、村長には、そういった中で、最後に、村民が安心できるような、そういった講演会とか調査したものの公表、あわせて今後どのように進めていくのか、お考えをお聞きしまして、私の一般質問を終わりたいと思います。

- ○議長(前田三郎君) 村長。
- ○村長(大樂騰弘君) まず、この見えない放射能の被害というのは大変な闘いになると思い ます。今、かってない体験を強いられるわけですが、この体験を決して無にしないように、 子供たちにこの地で生まれたことに誇りを持ってもらえるような村づくり、そして、まずは 健康に被害がないんだよという、そういった安心感を得られるような行政の後押しは必ず必 要だと思います。恐らく、長くかかると思います。こういった、前回は福永先生、そして小 出先生の好意で、無償でこの講演会を実施させていただきました。特に、将来あるこどもセ ンターでの講演は、とても効果があったのではないかと思います。こういった、昼間は公民 館で午後1時ごろから、そして、夜はこどもセンターで、日中忙しい若い皆さん方が聴講で きるような、そういった講演会はぜひ必要だと、こう思っております。震度も、この放射能 の、原子力発電所の大きな変動があるたびに、村民には安心を与えるためにもしなければな らないかとは思っておりますが、その都度、その内容、状況により、講師の先生は招聘して、 安心・安全を優先に皆さんに生活してもらいたいと考えております。大変な思いで、恐らく 大きな重荷をしょって、ここ10年、20年、ですから、この放射能のこの環境を子供たちにそ んなに負荷させてはならないと思います。この荷物をできるだけ少なくするのが私らの務め ですから、安心・安全を与えるためには、惜しまず、皆さんと協力しながらそんな安心でき る講師を選んで、何回でもよいと思います。どうぞ講師の先生なんかもご協力をお願いした いと思います。
- ○議長(前田三郎君) ここで午後1時まで休憩します。

(午前11時53分)

○議長(前田三郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 1時00分)

◇ 宗 田 雅 之 君

○議長(前田三郎君) 引き続き一般質問を行います。

2番、宗田雅之君。

[2番 宗田雅之君 登壇]

○2番(宗田雅之君) 今議会におきまして、2点について村の考えをお伺いします。

まず、1つ目、防災対策について。

東日本大震災を踏まえて、村においても災害時における事前の防災対策の一層の体制整備 が必要ではないかと思い、次の点について村の考えをお伺いします。

1つ目、高齢者、障害者、乳幼児家庭のいわゆる社会的弱者の避難誘導対策は。

2点目、避難所まで行くまでの一時待機所の設置場所は。

3点目、防災用機材の備蓄の状況は、また、備蓄場所はどこにあるのか。

4点目、災害時においては、地域のまとめ役的な人が重要だと思いますが、リーダーの養 成の考えはあるか。

以上、4点について、村の考えをお伺いいたします。

○議長(前田三郎君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 2番、宗田雅之議員の防災対策について、質問にお答えを申し上げます。ご質問には、村民が災害時に避難される場合を前提に答弁をさせていただきます。

まずは、災害発生時の避難の誘導については、災害の種類と規模によって異なると思います。人的災害などが発生するおそれがある場合、それぞれの担当部署で災害の状況、安否確認などを行い、避難の必要性を確認し、避難場所の選択、誘導となります。

まずは、第1避難として、避難者数によっても異なると思いますが、近くの集会施設などの公共施設、次に、それぞれの家族の希望や状況を踏まえて、第2次避難所の検討に入ることになります。高齢者、障害者、乳幼児家庭については、それぞれの人数やケースによって異なりますが、保健センターなど医療機関に近い施設への避難誘導となると思います。また、

今回は、村民保養施設が工事事情のため避難所には指定していませんでしたが、こういった施設も避難誘導の選択肢と考えております。今回の避難所でも、認知症の高齢者の方、障害者の方もおりましたので、付き添いの方がいないと避難所生活が容易でない場合もあります。こうした状況も踏まえた避難誘導になると思います。今回も避難所利用者の健康管理については、診療所の医師や保健師に対応していただき、また、県からドクターカーの協力もいただいて対応したケースもあります。今後、こうした経験を生かして、災害時避難誘導対策を検討してまいりたいと思います。

次に、2点目のご質問であります避難所に行くまでの一時待機所の設置場所ですが、現在のハザードマップでは、基本的には、避難所は行政区単位に設定をしております。移動距離が長い集落の場合、地区集会場などを避難場所として指定することも考えられますが、今回のような地震災害の場合は、耐震補強された安全な避難所を確保することが先決問題になります。このあたりをよく検討する必要があると思います。

村の防災計画では、各集落から避難所に向かうのに、地区住民が一時的にどこに待避してから避難することかを想定はしておりません。防災上の一つの考え方ですが、日ごろから住民の防災意識の高揚を図るために、村が上から待機場所等を設定するよりは、地域の皆さんで、みずからがどのように避難するのが地域にとって一番安全か安心か確認していただくのがよいのかと思います。その上で、村が指定するのが、いざというとき住民の人たちの頭に入っておりますので、困難なく避難できるのではないかと思います。

災害はいつ起こるかわかりませんので、自分の身は自分で守るという自助の精神に加え、 自分たちの地域は自分たちで守るという共助の心を涵養しておき、いざ災害が発生したとき には隣近所お互い助け合い、協力するという結びつきをつくっておくことこそが大変有効か と思う次第であります。

次に、3点目の防災用機材の備蓄の現状と備蓄場所についてお答えをいたします。

防災用機材の備蓄については、土砂災害等に備え、ブルーシート10枚、土のうの袋が約3,000枚のほか、かけややスコップを役場わきの水防倉庫内に備蓄しております。発電機も2台、役場の後ろの消防機材置き場に設置しております。その他、消防団の各車庫内にも、土のう袋、スコップ等を準備しているわけであります。

次、4点目の災害時におけるリーダーの養成についてお答えいたします。

災害時において、自主防災の観点から、自主防災組織を各行政区ごとに組織しているとこ るであります。自主防災のリーダーは、各行政区の区長さんにお願いし、災害時においては、 被害状況の収集、報告に当たり、災害対策本部設置時には、災害対策現地警備班組織の班長として被害状況の集約、土砂災害の被害防止活動、高齢者や障害者などの災害要援護者への安否確認等も行っております。また、現地警備組織は、班長のほか、副班長として副長さん、分団長さん、そして現地の中にいて連絡員として、消防団員及び地区担当の役場職員を4名配置して組織を編成しております。

以上で、防災対策についての最初の質問にお答えを申し上げます。

- ○議長(前田三郎君) 2番、宗田君。
- ○2番(宗田雅之君) まず、1点目の高齢者、障害者、乳幼児家庭の避難誘導対策について、 再度お伺いします。

村ではハザードマップをつくって、そういう場所、これ、村民に周知徹底しているわけなんですけれども、これ、災害時に一番肝心なことは、その場所に行くのにどうやって行くかですよね。まして、こういう社会的弱者の方は、足、もちろんないし、高齢者に関しては、乗っていく車もすべてない方が相当村では多いと思います。そういう方に対して、村のほうで役場の車とか、そういうものを提供して、どうやってそこまで連れていくか、そういう対策もひとつ考えていかなくては、場所はここにありますよ、けれども、そこまで行くのにどうやって行ったらいいんだべなということになると思うんですよ。だから、そこらもひとつ考えてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。

- ○議長(前田三郎君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 災害の種類によっては、そういった余裕もあろうかと思います。そういう余裕があって、時間的な猶予さえあれば、そういった対応は十分できるものと思っております。ただ、災難というのは恐らく救急を要することになります。常にこの地域の消防団等と密な連絡をとりながら、そういった社会的な弱者も交えて、地域の防災活動、消防団の活動に期待をしながら村で援助していきたいと思います。また、そういったことも必要であれば、そういった地域に入り、指導会なども設けてもいいのかなと考えております。
- ○議長(前田三郎君) 2番、宗田君。
- ○2番 (宗田雅之君) 災害対策というのは、ありとあらゆる状況を想定して、すべてのものに目を配っておくのが対策だと思います。そのために、やっぱり常日ごろからそういう学習とか講演会も確かに大事ではございますが、そういう学習、状況に応じた対応策というのは、こういう災害が起きた場合にかなり有効的な施策になると思います。だから、常日ごろそういう対策を村のほうでも対応していただきたいと思っております。

あと、3点目の防災用機材の備蓄の現状でございますが、今現在、いろいろな資材があるということでありましたが、緊急時には一般家庭ばかりじゃなくて、役場の行政も避難に遭う状況になると思うんですね。そういう場合の対策として、もちろん発電機は必要ですけれども、いろいろな配布をするのに、やっぱりプリンターだとか、そういうものも常日ごろ準備しておかないと大変なことになるんじゃないかと思いますが、どうでしょう。

- ○議長(前田三郎君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 先ほど申し上げましたように、区長さんを単位に組織づくりをしております。ですから、4名の方を各大字に配置しておりますから、その辺は機敏に対応できるのではないかと思います。
- ○議長(前田三郎君) 2番、宗田君。
- ○2番(宗田雅之君) この災害対策については、前の関根議員も詳しくやっていますので、 この辺にいたしまして、2番目に移ります。

2点目、林道葉貫唐露線の改良工事について。

この道路は、地元の人はもちろんのこと、青生野、戸草の人が古殿町へ通勤のため、また、村外から「ほっとはうすさめがわ」に来る人たちに利用されている道路でありますが、現状は道幅が狭く、道路の多くの箇所で砂利が流され起伏が激しく、安全面においても大変危惧されている道路でありますので、一日も早い改良工事が必要ではないかと思いますが、村長のお考えをお伺いします。

○議長(前田三郎君) 村長に答弁を求めます。村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) ご質問の村道葉貫唐露線は、主要地方道勿来浅川線を起点として葉貫までの延長3,370メートル、幅員が4メートルの道路であります。この道路は、旧石川営林署が唐露林道として、昭和41年度から6年間で整備した路線であります。道路沿いには人家が4軒あり、生活道路として利用していることから併用林道協定を結び、村道として維持管理をしております。棚倉森林管理署と3年ごとに協定書を更新しております。

現在、唐露林道以外で併用林道協定を結んでいるのは3路線あります。村道朝日山線、朝日林道です。次に、村道世々麦西谷地線、青生野林道です。林道下越虫線、越虫の林道の3路線であります。唐露の皆さんが日常生活で使用する区間、県道から集落までの1,573メートルについて、平成元年度から7年度にかけて舗装工事が行われております。葉貫側の

1,800メートル、1.8キロは砂利道のため議員指摘のとおりであります。

村としては、工事にパトロールを強化して砂利が流されないように水切りを行い、砂利道 敷き砂利とショベルローダーによる兼工を行っておりますが、水切りは砂利を寄せて造るた めの部分であり、その部分はかえって通行しづらくなっている面があろうかと思います。ま た、本路線と並行して通っているのが、村道東野牧野線3,200メートルについても砂利道の ため同様の維持管理を行っているところであります。

現在、村内で舗装工事が進められている箇所は、村道遠ケ竜戸草線で、平成22年度から行っております。今後の見込みは、国の予算配分にもよりますが、平成25年度で全線の舗装を 完了させたいと考えております。

村道唐露葉貫線の舗装計画については、議員も承知かと思いますが、僻地の総合整備計画、 さらには過疎地域自立促進計画にも平成25年度から3年間計画で整備計画を示しているとこ ろであります。順次舗装工事を進めていきたいと思いますのでどうぞご理解をお願いすると ころであります。

- ○議長(前田三郎君) 2番、宗田君。
- ○2番(宗田雅之君) この道路は、本当に雇用の場の少ない鮫川にとって古殿町の材木店、これに約20名近く村内から行って雇用させてもらっています。村の税収にも相当これは役立っている道路でありますので、一日も早い道路改修工事を願うもので、予算の大変な災害時期でありますが、とっていただきまして、復旧工事をお願いしたい。

それをお願いしまして質問といたします。ありがとうございました。

◇湯坐良政君

○議長(前田三郎君) 5番、湯坐良政君。

[5番 湯坐良政君 登壇]

○5番(湯坐良政君) 私は、今定例議会におきまして、2点ほど一般質問をさせていただきます。

冒頭3.11、今回の東日本大震災において、とうとき命を亡くされました方々に対し、心よりお悔やみ申し上げる次第でございます。また、いまだ安否が確認されておらない方々に重ねてご冥福をお祈り申し上げる次第でございます。

それでは質問に入らせていただきます。

第1点、東日本大震災の村内被害状況についてお尋ねいたします。

村道、林道の村内被害場所の状況提示を求めます。また、災害復旧についての村の考えを問いたいと思います。

○議長(前田三郎君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長(大樂勝弘君) 5番、湯坐良政議員の最初の質問、東日本大震災の村内被害状況についてのご質問にお答えを申し上げます。

東日本大震災は、3月11日午後2時46分に発生しました。その後も強い揺れの余震が続き、村民の皆様は不安な日々を過ごされたと思います。6月に入り、余震はあるものの、揺れは弱くなっているのではないかとは思いますが、まだまだ心配されるところであります。

ご質問の村道、林道の被害状況ですが、3月11日の大震災で被災した箇所は、村道関係で13路線19カ所、復旧額は4,650万円、林道関係では3路線、9カ所、復旧額では2,060万円でありました。その後に、4月11日と12日の余震で被害が拡大し、路面の亀裂が広がり、新たな被災箇所も発生しました。再度調査をした結果、村道関係では4路線、7カ所、復旧額で3,900万円が増となり、最終的には、村道です。合わせまして17路線、26カ所、復旧額が7,550万円になりました。林道関係では、1路線、1カ所、復旧額で590万円の増となり、最終的には4路線で、10カ所、復旧金額が2,650万円となりました。今回の震災により被災した箇所で、のり面の崩落や路面に段差が生じて車両が通れない箇所については、復旧工事が完了するまで通行どめにしています。全面通行どめ箇所は、国道349号の大竹地内、村道遠ケ竜戸草線の頂上付近、林道前沼八斗蒔線は、堆肥センターから前沼に向かった頂上付近であります。大型車両通行どめ箇所は、村道山口官代線の前田武久さん宅前付近、林道大戸中松倉線の集落付近であります。通行どめ箇所を常に利用されている方々には、迂回路などで大変ご不便をおかけしておりますことをおわび申し上げたいと思います。

次に、災害復旧についてですが、村道関係の26カ所のうち8カ所を国土交通省の職員による被災箇所の現地査定を5月25日に受け、災害箇所及び復旧額が決定しました。残り18カ所の査定は、6月13日の週と7月4日の週の2回に分けて実施されます。林道関係の10カ所は、6月27日の週に予定されています。早期に災害復旧工事を年度内に完成させるため、被災箇所ごとに準備でき次第、随時工事を発注したいと考えております。そのための補正予算を今回の議会に提案しておりますので、ご審議をよろしくお願い申し上げます。

以上で、1点目の質問のお答えといたします。

- ○議長(前田三郎君) 5番、湯坐君。
- ○5番(湯坐良政君) 事細かく、本当にご説明ありがとうございました。

それでは、この災害により、宮城県、岩手県、福島県の3県は世界にも類のないマグニチュード9という大参事を受けたことはご存じだと思いますが、特に我が福島県においては、福島第一原発の事故のため、いまだとどまることのない現状に、国民は怒りをあらわにしておるところでございます。そのような観点から、特に福島県のやり場のない県民の皆様の不安との闘いであります。

当村においても、農産物、酪農、畜産、観光等、あらゆる面での風評被害で、先行き収束の見通しがつかない生活で不安が頂点に達しているのではないでしょうか。当面、村としての対応として、今後その対策についての考えをお聞かせ願いたいと考えております。

- ○議長(前田三郎君) 村長、答弁を求めます。村長。
- ○村長(大樂勝弘君) まず、地震に対しての不安の払拭でありますが、先ほど申し上げましたように、余震が徐々におさまってきているのではないかと思います。あの3月11日の大規模な地震は、太平洋沖の大きなプレートのずれが生じたためであります。余りにもこのぶれが大きかったために、その修正に地球全体で手間取っていて、余震が続いているということの情報であります。大変、私も空砲のような地震の音に心配しまして、気象庁に電話を入れて確認したところでありますが、徐々におさまってきているので、また、こういった時間でもってあの大きなプレートのゆがみを皆さんで我慢して平穏な日々を待つしかないのかなと、そういう思いでおりますので、どうぞ不安でもありましょうが、自然災害でありますので、しっかりとその安全対策をしながら暮らしていただければと思います。

まず、こういった余震で被害等がありましたらば、真っ先に村のほうに連絡をし、善処していきたいと思いますので、よろしくご協力、ご指導等、ご連絡お願いしたいと思います。

○議長(前田三郎君) 5番、湯聖議員に申し上げますけれども、ただいまの質問の中で、福 島原発の質問であろうと思ったんですけれども、ここにはその項目がないのでありまして、 あくまでも東日本大震災の被害という。

5番、湯坐君。

○5番(湯坐良政君) それでは、2番目の質問に移らさせていただきます。

各種団体の補助金交付についてお尋ねいたします。

村財政の厳しい折、各種団体及び各地域の補助金、交付金の交付が配分されているが、具

体的に数字を上げて説明願いたいと思います。

○議長(前田三郎君) 村長、大樂勝弘君、答弁求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 5番、湯坐良政議員の2つ目の質問、各種団体の補助金交付について でありますが、この補助金、助成金は、23年度の予算書で確認できるわけですが、ご質問で ありますのでお答えを申し上げさせていただきます。

ご質問の各種団体及び各地域の村補助金は、条例及び補助金交付要綱、要領により、平成23年度予算におきまして、厳しい財政運営の中であるため、前年度比5%の削減をお願いして予算編成に当たったところであります。

村の補助金は、農林業、商工業の振興、交通、防犯、民生の安定、福祉の向上、学校教育、 社会体育、文化の振興などのために関係団体等の申請により補助金を交付しているところで あります。

お尋ねの平成23年度の各種団体及び各地域の補助金は、予算書の支出科目の19節負担金、 補助金及び交付金の区分に記載しておりますので、後ほどごらんいただければと思いますが、 詳細についてこれから申し上げます。

2款総務費については、村民の生活バス路線維持のため、路線バス運行補助金を福島交通株式会社に600万円を支出する予定です。本年度から新設いたしました高校生に対する通学定期補助金として265万円、各行政区に対する地方振興費補助金として252万3,000円、富田夢づくり協議会に30万円、その他交通安全協会など4団体に24万3,000円の補助金を交付することにしております。

次に、3款民生費についてであります。村福祉協議会の運営補助金として2,337万8,000円、 高齢者生活支援事業補助金として、村老人クラブとシルバー人材センターに78万円、障害者 福祉事業補助金として、鮫川福祉会及び障害者施設へ115万円、こどもセンター幼児送迎バ ス運行補助として、保護者会に130万円、施設入所福祉事業補助金は、ユーアイホームに13 万3,000円を補助することになっております。

次に、4款衛生費であります。合併浄化槽設置推進のための設置者への補助金711万円と 健康づくり団体補助金7万6,000円であります。

5款労働費では、雇用労働対策補助金として、村勤労者互助会に12万円を補助することに しております。

6款農林水産業費であります。農事組合活動補助金として70万6,000円、有機の里づくり

事業補助金として、パイプハウス設置者などに67万6,000円、有害鳥獣駆除隊の補助金が20万円、第一人口対策補助金として、村農産物加工直売所運営協議会に1,246万8,000円、畜産振興事業補助金として、生活団体等に292万4,000円、森林整備地域支援交付金は、施工団地等に297万4,000円、林業振興事業補助金は、東白川郡森林組合及び林業者に111万1,000円、水田作付条件整備補助金は、暗渠排水実施者に200万円、後継者結婚対策補助金10万円、その他3件、43万円となっております。

次に、7款商工費について申し上げます。商工会関係の補助金につきましては、村商工会 指導員設置事業費補助金188万8,000円は、3名の職員人件費1,738万6,000円のうち、県の商 工連合会からの補助金では不足する分629万5,000円の30%に相当する分を村から補助するこ とにしております。

商工会経営改善復旧指導事業補助金は97万3,000円であります。これは県連合会が補助していた事務局長設置費が平成23年度から減額されたため、減額分に対する補助の要望を受けて、今年度から3年間に限って助成することにしたものであります。

次に、商工会開催事業補助金及び青年部女性部活動推進事業補助金に33万円、商工会設置 街路灯の維持事業費補助金として46万円、高原の鮫川うまいもの祭り実行委員会の補助金 170万円であります。その他商工業者支援として、商工業経営合理化資金信用保証料補給金 50万円、ふるさと産品開発事業補助金20万円の予算となっております。土木費では、さきの 東日本大震災において、本村の住宅被害を受けた方を支援するために、地震災害被災者住宅 再建補助金1,210万円を計上しております。

次に、10款教育費の補助金であります。修明高校、鮫川高振興会に60万円、社会体育奨励のために、村体育協会に105万8,000円、福島駅伝実行委員会に122万6,000円、中学校修学旅行の援助として28万円、村文化団体連合会に27万円、その他4件、23万8,000円の補助金を支出するところであります。

以上、平成23年度予算にかかわる村補助金として申し上げましたが、補助を受ける団体等においては厳しい財源から支出される補助金でありますので、有効に活用していただくようお願いをいたしまして、5番、湯坐良政議員の質問に対しての答弁とさせていただきます。

- ○議長(前田三郎君) 5番、湯坐君。
- ○5番(湯坐良政君) 細かくご説明ありがとうございます。

ただいまに対しての質問なんですが、本当に小さな村で、村おこし、あるいはふるさとお こしをやって、各方面において村民の皆さんが地域の皆さんと頑張っている姿を見ますと、 本当に心強く感じます。

同村には歴史、文化、触れ合う場所がたくさんあります。それを満たすための体験をする場所もたくさんございます。文化財指定とかいろいろな問題がありまして、今回、あの震災でもって、5月に挙行されることになっておりましたふるさと春祭りとか、いろいろなイベントが中止になっております。このように鮫川村に名所旧跡多数あり、申し上げるまでもありませんが、ただ、この旧跡、公園等の先人の継承を余儀なくされ、少ない財政、厳しい折の中、本当に村当局としてもご努力されておりますが、これからも補助金の問題に関しては、国・県並びに村の財政がますます厳しくなってくると思いますので、その点を踏まえまして予算等も完備していただきたいなという考えを持っております。

これをもちまして、私の一般質問を閉じたいと思います。

◇ 前 田 武 久 君

○議長(前田三郎君) 11番、前田武久君。

[11番 前田武久君 登壇]

○11番(前田武久君) 冒頭に、東日本大震災に遭われ、犠牲者となられた方々のご冥福と 被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。

あの忌まわしい震災、原発問題のさなか、4月の統一地方選が実施され、私ども図らずも無競争、当選させていただきまして、村議として4年間重責を担うこととなりました。初心に返り、村民の負託にこたえるべく誠心誠意務める覚悟でありますので、よろしくお願いをいたします。

そこで、今期初の一般質問、一問一答方式において、村長に質問してまいりたいと思います。

まず、任期満了に伴う再出馬の意思を3月の議会で表明されましたが、その意思決定に変わりがないか、端的にお答えをいただきたいと思います。

それでは、3期目への抱負、政策決意についてお聞かせ願いたいと思います。

まず最初に、行政関係、財政関係、教育関係、産業関係、建設関係、環境衛生関係、商工観光関係について、所信と政権公約をお示し願いたい。

よろしくお願いしたいと思います。

○議長(前田三郎君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 11番、前田武久議員の三選出馬表明への政策決意についての質問にお答えを申し上げたいと思います。

私が村民多数の東白川郡3町村合併反対の意向を受けまして、平成15年8月に村長に就任 以来2期目の任期も残すところ3カ月となりました。この間、議員出身で皆様方にまず推さ れて村長を目指したわけですが、こうした無事8年間を務め終えようとしていることに、皆 様方のご協力にまずは御礼を申し上げたいと思います。

この間、国の財政立て直しのための地方交付税が大幅に当時削減されました。村の財政状況が非常に困難な中、大変皆様方にはご協力をいただいたことを今ひしと感じております。 もちろん、村民のご協力もいただきました。鮫川村の自立に向けて大きく前進できたことをまずは関係者皆さんに心から御礼申し上げたいところであります。

私は1期目の村長選出馬に当たって、4つの公約を掲げさせていただきました。1つとしては、行財政のきめ細かな見直しを職員と一丸となって行い、新たな振興計画の策定を進める。2つ目に、次世代を担う子供たちの教育の振興、そして、何より統合で廃校になった校舎の利活用。3つ目に産業振興、とりわけ農業の多機能的な振興、4つ目に、清潔で公平公正な住民本位の村づくりを信条として村政を行うことでありました。

村長に就任した翌年度には、地方交付税交付金が大幅に削減されましたが、就任早々、庁内に行政改革推進本部を設けて事務事業の細部にわたる点検、見直しを行い、職員からは手当の削減等積極的な協力もあり、そして村民の皆様の理解もあり、また、リーマンショック後の世界的な経済不況に伴う景気浮揚策による交付金を積極的に活用するなど、この難局を乗り切ってまいりました。各種の事業を進める中で、22年度末で7億9,600万、8億円近い財政調整基金を積み立てることができたのも、こういった皆様方のご支援のたまものであります。

第3次鮫川村振興計画の策定に当たりましては、集落懇談会で、多くの村民の意見を受けて、この計画に反映させ、村政は、この第3次鮫川村振興計画に沿って推進をしているところであります。

この計画の時代の背景には、地域の生活に根差した消費から離れ、大量生産された生産物を大量消費する暮らし方が定着し、外国からの輸入により、量的には確かに豊かになりましたが、その不変性、安全性は担保されないという状況から、これまでの大量生産、大量消費の仕組みが地球環境問題の深刻化などにより、行き詰まりを見せるとともに、一方で加速の機能や地域の助け合いの機能が小さくなったり、人口の減少や高齢化が進み、右肩上がりの

成長の時代からの転換を余儀なくされているのが現状であります。

これらのことから、村づくりの基本理念を、今度は逆にスローライフに置きかえたという ことであります。食料、環境、資源のことを大切にする、生き方、働き方、暮らし方を模索 し、持続する社会や経済を構築しよう、まめな暮らしを生かした村づくりということを基本 理念としています。

主な計画の内容でありますが、村の優れた資源を生かし、みんなで知恵を出し、心豊かに暮らし続けられる村づくりであります。鮫川村のきれいな水と空気、豊かな土壌が資源であり、これをもとに地産地消や有機農業、食の教育を推進し、そして農産物加工、販売などの産業興しや、このことに共鳴する都市住民との交流にあります。

2つ目に、先祖代々から受け継がれてきた農村環境を守り、発展させる村づくりであります。公園や緑地の整備、農村環境に配慮した土地の利用、水環境の保全と再生、ごみを出さない環境づくりであります。

3つ目に、安心して生活のできる村づくり、保健、医療、福祉の充実、とりわけ少子高齢 化時代を迎えている現在、子育てしやすい環境の整備と、これまで戦後の日本を繁栄させて こられました高齢者の皆様方が安心して老後を暮らせる環境づくりにあります。また、防災、 交通、通信の充実などであります。

4つ目に、産業の振興と村を支える人づくり。村の大多数の世帯が農業を営み、また、私たち人間が毎日口にする食料を生産する農業の振興は、私はとても重要であると思います。また、商工業の振興は、雇用機会の確保や地域の消費生活を充実させる上では欠かせないものであります。そして、こらからの村づくりや国づくりのためには、人づくりのための教育の充実であると思います。

この第3次鮫川村振興計画に沿って、これまで実施してきた主な事業といたしまして、統合後の廃校校舎の利用であります。今ある資源を有効に利用する方針のもとに、全部の学校の利用が決まりました。旧西野小学校がこどもセンターに、旧西山小学校が特別老人ホームに、旧富田小学校が農産物加工貯蔵庫に、旧渡瀬小学校は老朽化のため、これを取り壊して村営住宅に、旧幼稚園は農産物直売所「手・まめ・館」に、そして旧渡瀬保育所は、今、農村体験交流館として、都市の皆さんに十分に利用していただいております。また、旧鮫川保育所は、倉庫として活用しているところであります。豆で達者な村づくり事業は、農産物直売所「手・まめ・館」を中心として、これまでの化学肥料、農薬対応で多くの収量を得るという生産体系から安全で安心な農産物の生産という有機農法を積極的に推進してまいりまし

た。そして、これらの事業が1次産業、2次産業、3次産業を取り込み、いわゆる1次産業 を6次産業化し、雇用の拡大や村の活性化に大きく寄与してまいりました。堆肥センターも 今年度中には完成し、来年度からは供給できるようになります。有機農業に貢献できるので はないかと考えております。

村外からお客様を呼び込むなど、村の中心部ににぎわいを取り戻して村の活性化を図ろうということから進めてまいりましたのが館山公園の整備であります。地権者各位のご理解と森づくり100年委員会、東京農大、そして村内外多くのボランティアの方々の協力をいただきました。うっそうと茂る杉林から、樹種転換がほぼ完了しました。今後は成木するまでの間、草刈り等の管理をして、これは大変だと思います。こういったところにも老人といいますか、シルバー人材センターの働く場所が創出されたのではないかと思います。こんな人の力をかりまして、福島市にあります花見山公園に負けないような、村民が自慢できる、誇りに思える館山公園の整備をしてまいりたいと考えています。

大変厳しい財政状況の中でありますが、世界の経済的不況もありました。そして、政権交代という大きな政権の引き継ぎもありました。この端境期の中での経済対策交付金、これを上手に活用できたことが鮫川村の農業振興、あるいは地域の活性化対策のいろいろな事業に役に立つことができたのではないかと思います。そして、議員皆様方の総意で改修工事のできました村民保養施設「さぎり荘」も堂々と改築オープンすることができました。一部には館山で伐採した杉材を使用するとともに、館山の景観と融合した外観と館内はおしゃれな雰囲気を醸し出し、また、村内に無数ある森林事業を活用して、化石燃料の消費を抑制できるまきボイラーを備え、温泉の質とともにまきで沸かしたお湯が体に優しいという、これらが村外からの人気を呼ぶ一つのゆえんかなと、そんな思いもしております。村の活性化に大いに貢献できるのではないかと思います。

私は、これまで2期、8年間を目標に村税執行に全力を傾注してまいりました。当時は、体のほうにも、見かけよりは体は結構貧弱でありまして、皆さん承知のとおりでありますから何ですが、あんな病気をいたしますと、せいぜい5年かな、6年かな、そういう思いで毎日を暮らしておりましたが、何と、こうして12年も、そしてまた、なお健康で生活できる、これが最近自慢になりました。とてもこれほどもつとは、私自身も思いもしませんでした。できるだけ精いっぱい自分の余生を村民に、お世話になった皆さんに返すことができればいいなと、そういう思いの一心で村長を務めさせていただいた経緯もございます。

任期満了の皆さんの選挙時期を迎えた時期に、もちろん12月の前田さんの質問にもござい

ましたが、当時はそう考えていませんで、私は後援会に相談をさせていただきました。あんた、あちこち、あちこちやって、まだまだみんな半端じゃないのか、そういうおしかりも受けました、精いっぱいやったつもりでおりましたが、おしかりも受けました。また、私自身も夢半ばなのかな、そういう思いもいたしました。健康も、今言ったように戻りましたし、私自身も今健康には自信を持っております。こういったことで、熟慮に熟慮を重ねた結果、8月の村長選挙に皆さんのお許しをいただければ再出馬しよう、そういう決意をしたところであります。

また、こういった中で、3月11日に発生しました東日本大震災による東京電力福島第一原発の事故は、私たちには目に見えない恐怖として放射能をまき散らし、事故の収束の見通しもつかず、そして、いつまでこの放射能の風評被害が続くのかわからない状態で、大変こう、これまで私がつくってきた人に自慢できる、自分らが汚さなければ汚れない環境で、こんな中で健康を大事に思う農業、有機農業を目指したわけですが、この辺が足元から、根っこからすくわれた感じがします。大変厳しい環境にはなろうかと思いますが、ここで負けていては今までの8年間が無になってしまいます。今後4年間でこれらの放射能対策をしっかと皆さんで協力しながら払拭し、次の世代に誇れる、自慢できる、そして次の世代にしっかりした鮫川を残していくべき村づくりに専念する思いでありますので、前田議員の3期目の出馬に対しての考え方とかえさせていただきます。ありがとうございました。

- ○議長(前田三郎君) 11番、前田君。
- ○11番(前田武久君) 今、村長から1期目出馬のスローガンまた、2期目にわたる実績等が報告されました。私はある程度はそれは評価をしています。ただ、1期目でもって、また2期目でもって、まだまだやり残した、そういう課題、政策が心残りであるということで、3期目の表明をされたわけでございます。そうした中で、私一緒に行政に携わった一人として、村長みずから公約された昨年の6月、それからことしの3月の定例会でも村長をただして答弁をいただいた公約、その実現、1つは、村長承知のとおりと思いますが、高齢者社会福祉法人「ひだまり荘」介護事業の業務移譲、それから、同じく1期目でもって話された、村民に約束された直売所、その後、「さぎり荘」、それから堆肥センターを含めた振興公社の設立、これらは約束を果たされておらないということで、それを3期目にどうするかということをただしたいと考えております。

それから、財政関係でございますが、先ほど、就任当初から、庁舎職員内におきまして財 政改革をするための施策をやってこられた、それは私も認めておりますが、その中でも、当 初、電算化方式により職員の削減は今以上の目標があったはずであります。そうしたことについての3期目への取り組み、今回、持ち時間90分ということでありますので、その他の答弁もございますので、余り項目を上げて質問をしたくはないんですが、財政関係では、ここ8年間に、当初は、豆で達者な村づくりということで、農業振興に尽力されたこと、雇用の創設を図って村民各自がかなりの換金作物を栽培したと。そういう実績は上げてこられましたが、2期目に入ると同時にハード事業がかなり多くなってまいっております。村民もある程度指摘されるようになってまいりました。これらのハード事業、ソフト事業を含めて、今後、実績や効果を分析し、必要性を判断し、行政コストの削減を図るべきというふうに考える時期に来ているのではないかというので、そのことについても村長の所信を伺いたいと思います。

それから、教育関係でございますが、人づくりのための充実を図るというふうに先ほど答 弁をされておりました。将来の時代を担う子供の健全育成、しつけ、過保護、いじめ、非行、 それから今生じておる原発問題に対する子供への施策、あるいは小学生まで拡充されており ます国際化に伴う外国語の充実、これらをどう進めていかれるのか、これらについても尋ね ておきたいと思います。

それから、産業関係では、地場産業の振興、農商工業、それから、これから農業を担う世代の減少に伴いまして、農地放棄等が考えられます。それらを対処するための農業を委託される第三セクター方式の併設なども考える必要があるのではないかというふうに考えております。

それから、先ほど同僚議員からも話されました工場誘致、これは村長2期目のときに、私一般質問しておりました。その答弁として、そう言われれば、私は、工場誘致に関しては1回もまだ努力したことがないというふうに答弁されておりましたが、やはり村内雇用創設を図る場合には、村内で就労できる工場誘致は必要であろうと考えております。先ほど、越虫の工場団地、避難場所にいいですから手を挙げましたというような答弁でありましたが、そういうものではなくて、当初の目的を一つくらいは果たせるような、村長がつくった工場団地ではありませんが、先代が残した敷地をやっぱり活用する、当初の目的を果たすような施策も、これは大事かというふうに考えています。

それから、これ質問にない、社会福祉入っていなかった、議長に阻止されるかもしれない けれども、これは花嫁対策ですか、今、農業委員会で、花嫁対策については随分お骨折りを されたというふうに聞いておりますが、それもなかなか容易でない事業でございます。これ らもやはり真剣になって取り組んで、成婚される方が1組も2組も報告できるような、そういう花嫁相談所の実績を上げていただきたい。

それから、農商もそうですが、これらの後継者問題、それから今後心配される高齢者、ひとり暮らし、その人たちの不安をなくすための高齢者向けの配食サービス、それなども考慮する時期に来ているのではないかというふうに考えております。それらの施策に向けても行政が取り組むべきであるというふうに考えておりますので、その点についても所信を。

それから、環境衛生、本村では、今方、村長が申されました館山公園の整備、これらも今後シルバー人材の活用をもって維持を図るというようでございますが、これらは100年の計が急遽3年の計でもって大体全景が丸見えになったというようなことでございます。一挙に維持管理に入るわけでございますが、それらの村民が納得するような管理状況を示すべきであるというふうに考えております。ボランティア活動やシルバー人材だけでは賄い切れないと。維持管理は到底無理であろうと。財源が伴うものでありますので、その辺の施策も、3期目にはまず明らかにすべきであるというふうに考えております。3期目、これは村長、まだ考えることはできないと思いますが、抱負の中でそのような考えでもってお示し願いたいというふうに考えております。

それから、商工観光なんでございますが、今、村長ご案内のとおり、村内の商店街、ほとんど経営されているのは数少なくなってきておると。それもなかなか安定した経営状況ではないというふうに見受けられます。そうした中で、村内の小さな店舗を1カ所に集結、そして共同店舗化したような行政支援策、それらも考えるべきではなかろうかというふうに考えております。今は、直売所「手・まめ・館」によって店の運営も脅かされるような状況下にあるとも聞いております。それらの弊害もやっぱり克服していくべきであるというふうに考えております。

一問一答方式でございますので、この辺で一応とめておきたいと思いますので、村長、答 弁をお願いしたいと思います。

- ○議長(前田三郎君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) まず、11番、前田議員の再質問であります。順々に説明を申し上げます。

まず、西山の特老施設「ひだまり荘」との介護事業所との事業の委託でありますが、今回 の震災で感じたことは、どうしても民間事業者というのは営利を目的として、営利に走り過 ぎるという嫌いがあるのかなと、そういう思いが若干見られました。 「ひだまり荘」のあのデイサービスは、休むことなく、燃料不足にもめげずに毎日通常業務をしておりましたが、西山介護事業所老人施設は、事業者が燃料がなくて通勤できないからとか、ちょうど燃料切れで通勤できないからやめるとか、そういったことで、介護者を一たん自宅に引き取ってくれないか、そういう騒ぎがあったようです。こういったことを考えたときに、果たして、ああいった介護施設、村で1カ所だけでいいのかなという思いが今逆にこう行き来しております。こういったことで、ただ、いつも村で余り負担行為のある事業所を1つにして、行財政改革を早く示せという前田議員のお示しでありますが、こういった介護事業は、一部村がかかわる必要もあるのではないかと、そういう思いもしております。

次の、直売所「手・まめ・館」の振興公社の設立でありますが、これはごもっともであります。ただ、今のところ事業が展開中であります。堆肥センターが今年度、23年度中に完成しますと、あと投資はないと思います。こいうったところで、経営がある程度の将来を見越した計算ができるのではないかと思います。こういったときに、村のかかわりと振興公社との役割等を精査して、早い時期に振興公社を立ち上げていきたいと思います。

次に、ご指摘のありました職員数ですが、行財政改革を当初進めて、今はどうなんだということでありますが、6年ほど退職者職員の補充はしていませんでした。ですが、今後、一挙に退職者数がふえてまいります。来年2人、再来年には4人とか、そういったことがございますので、順次補充を、なかなか事務になれるまでは時間がかかると思いますので、方針は必要でないかと思いますので、今、毎年2名ずつの雇用をしておりますが、私が村長を引き継いだときには94名の職員がおりました、91名ですか、今は74名です。ですから、十分コンピューターを導入した分の人員確保、削減は図れたのではないかと思いますし、どうも機械頼りだけでは住民サービスが怠ります。こういったいろいろな面で直接、機械でなく村民と接して初めて村の役場のあり方が見直されることもあります。

こういったことで、今の70人体制は必要ではないかと思いますし、もう一度初心に返ってこの行財政改革も見直して検討していきたいと思いますが、大きな目標どおりやってはみて、今74名だったんだよね、当初の計画でありますが、平成12年度は94人いた職員が、実際は74名です。それで、74名のうち2名が出先に出ているんですね。「手・まめ・館」に2人です。こういったことでありますから、適正な人員というのは76人と考えていたんだっけ、当初。村のサービスを怠らない職員数は78と設定していたそうです。ですから、74名ですから、当初の目的は達成して、それより4名少ない人員で今、村を運営しているということでご理解をいただければと思います。

あとは、ハード事業でありますが、ハード事業はこれは時の勢いでありますし、こういった自主財源乏しい村では、国が、県がどういう方向で進もうとしているか、その先取りが大事かと思います。鮫川村、先ほど申し上げましたように、事業をやりながら財政調整基金が8億円近く、7億9,600万も積み立てたのは、こういった国・県の事業を見通して、先を見て事業を取り組んだ、そういったあかしではないかと思います。ハード事業ばかりではなくて、ハード事業で準備をしておいて、種まき終わって、今度は実を刈る番だと。事業投資は終わりました。これから、きょうまでやってきた事業の中から、村民への潤いを、実入りを還元していく、こういった施策に転換していくべきだと確かに思いますし、そうしていかなければならないと思います。ですから、ハード事業は大体経過したやつはこのぐらいでよろしいのではないかと思います。もちろん、皆さん方も要望がありましたらば、ああいった「手・まめ・館」の改修工事と同じように、住民の負託、議員さんの負託にはまだこたえていく余裕もあります。

次、教育関係ですが、教育関係は確かに少子高齢化対策として、子育て支援には力を入れなければならないと思いますし、鮫川村は、私はこの厳しい財政の中でも十分に皆さん、これ子づくり、支援体制はしているのではないかと思います。まず、結婚祝い金の贈呈とか、出産祝い金、結婚祝い金は3万円、出産祝い金は5万円、そしておむつが2歳児まで、医療費は15歳まで、あとはヒブワクチンの投与が、これは1割負担、こういったことで、こども手当、まず待機児童ゼロ、保育所、幼稚園も授業料を援助しております。こういったことで、子育て支援は十分私は行っているのではないかと思いますし、これから少し急遽気になっているのが、今、子供は世界共通語が英語であろうと思います。こういった英語の支援員を小学校にまで派遣してはどうか、そういう思いでおります。24年度、25年度、これから教育課と話し合いをしますが、小学校の5年生、6年生ごろから英語に親しませてもいいのかな、教育支援員の英語をどうだべなと、そういう思いはあります。

こういったこと、あと地場産業の振興、これは議員おっしゃるとおりでありますが、今おかげさまで、「さぎり荘」に毎日130名近い方が来ております。この人たちをいかに地元の商店街、新宿、広畑の商店街に引き込むか、これは村がお手伝いするのでなくて、きょうは商工会長もおります。商工会の皆さんが商工会の商店街にどのようにああいったお客さんを取り込むか、これは商工会が考えるべきことではないかと思います。鮫川村の商工会、私が言っては何ですが、あきんどだけで営業している店が少ないんですね。片方は役場に勤めたり農協に勤めたり、あるいは父が商いをしたりして、余裕があるんですね。商売だけしかや

っていない店でしたらば、もっと真剣味に考えることができるのではないかと思います。もう一度気合いかけてもらって、商売だけに専念してもらうといえば、新宿、広畑にあの毎日 130人来でいるお客さんを、どうぞ引き込むようにご努力していただきたいと思います。あそこに来ていたお客さん、「さぎり荘」の利用で、結構食堂の関係は潤っているようには聞いております。ただ土曜日、日曜日はあの館内でもラーメンぐらいやったらというリクエストにこたえて始めるようです。ですから、平日は村内の食堂を利用するように、また別に土曜日、日曜日であっても、館内の食堂をにぎわせては、そんなに必要ないと思います。地元の店が栄えてこそ、村の役割が達成できるのではないかと思いますので、その辺商工会に本気になって自分の店のPR、商店街づくりにもう少し精進してもらえればと思っております。あとは、工場誘致です。これも議員のおっしゃるとおりで、私がなかなか工場誘致する能力がないんですね。ただ、ある企業を大事にするという思いがあります。ですから、誘致しなくても仲いい工場がよそに行こうとしたのを防ぎましたし、あるいは逆に事業展開をしていただきましたので、あれは一つは工場誘致したような効果があったのではないかと考えております。

また、こういった時代でありますので、地元の企業を大事にしながら、次の機会にはもちろん皆さん方にも協力いただきながら、工場誘致も考えていかないとなかなか容易でないのかなという思いもします。農業だけでは、なかなか今、生産値割れしているような農産物の価格の実態であります。こういったのを、この放射能被害でまた一段ときつい農家経済になると思いますので、企業の誘致、工場の誘致は必要かと思いますので、十分参考にさせていただきます。

あとは農業、この農業委員会が今、花嫁対策で一生懸命なのは会長さん、大変頭の下がる 思いでありますが、早くこの実績を上げていただきたいと思います。かなりそれは上がる近 くまでいっているそうですから、どうぞ一つの形になると、また自信がわいてきてくれると 思うので、全力で私のほうも農業委員会には惜しまないで協力する考えでおりますし、村も この花嫁対策には頭痛い思いでありますが、全力投球でこういった後継者対策を手助けして 取り組んでまいりたいと思います。

あとは、もっともっといっぱいあるね、地場産業の育成とか農業、私、農家の高齢化に伴いまして、このコントラクター制度とか、堆肥センターがいろいろ機械を今度導入します。 その中で、機械を整備した請け負う担い手を育成するとか、あるいは機械は堆肥センターで 準備して、オペレーターを頼んで年とった高齢者の農業の手伝いをするとか、そういうのを 中心に、堆肥センターでコントラクター制度を考えて、取り組んでいきたいとも考えております。

高齢者に優しい環境づくりでは、今回、23年度から始まりました高齢者の見守り事業ができましたよね、二百七、八十万の予算化もさせていただきましたし、車の購入もいたしました。塙町とか矢祭町は、テレビ電話で高齢者の安否確認をしているそうですが、鮫川村はお手伝い、触れ合いすることによって、お話をすることによって、実際に会うことによって、確認することによってこの高齢者の安否を確認しよう、そして安心・安全な老後を送ってもらおう、こういった思いで高齢者のお助け・お守り事業、こういったことに力を入れてまいりたいと思います。

館山公園の整備、これはまず手入れにはお金がかかります。このお金をきちっと談じ合いすれば、私は8年で、今期での思いで考えておりましたから、お土産に3,000万ほど、館山公園の管理費は積み立てておりました。これを減らさず、ふやしていくような施策でもって、恐らくあの公園づくりには10年はかかると思います。10年、これから10年です。ですから、恐らく平成35年ごろまでは手入れしないと公園づくりは頓挫してしまうと思います。これからしっかりと、皆さんに植えてもらった木の手入れに入るわけですが、守っていきたいと思います。

あとは商工業者の商店会の繁栄ということで、共同店舗等を村主導でやってはどうかというお話ですが、何回か私も商工会時代に共同店舗を視察したりしたこともありました。どうも鮫川村の商店会の資質の中に、共同で店を持つというのは当時なかったようです。これから、今、町場に行きますと、モールとかそういった共同店舗形式の商業駅というんですか、あれが多くなっているようでありますので、その辺商工会の皆さんと相談しながら、共同店舗とか広畑、新宿の商店街の整備、空き店舗も随分目立っております。この辺をどのように活性化するか、これは真剣に村と商工会が一体となりまして対策を講じなければ、村は、商店会は、やはり前の商工会長さんが話しておりました、町の振興は商店会のにぎやかさにかかっているのだと、私もそのとおりだと思います。商店会にしっかりしてもらわないと、町の、村のにぎやかさが、振興が途切れてしまうような気もします。その辺、会長もおります、しっかりと村とタイアップしながら取り組んでまいりたいと思います。

あと、ひとり暮らしの高齢者への配食サービスが、これは社協のほうでやらせてもらった んですが、ちょっとふぐあいがあったのは、どうしても1対1、マン・ツー・マンのサービ スができない、お米が、主食の御飯がかたかったりやわらかかったりしてしまって、かたい のを好むお客さんとか、やわらかいのを好むお客さん、そうでないお客さん、いろいろふぐ あいがありまして、40人で始まったのが今20人だそうです。こういったのも、お客さんの要 望を取り入れながら、ひとり暮らしでも不自由なく暮らせるような地域づくりは必要かと思 いますので、この辺指導しております。

以上で、すみません、長くなりました。

- ○議長(前田三郎君) 11番、前田君。
- ○11番(前田武久君) 村長、やはり2期やるとだんだん、8年間の間には考えも恐らく変わってきて、8年ばかりでなくて3月に、やはりその件では自分ではやりたいと、言ったことは守りたいというようなことを話されたんですが、今は公共施設も残しておくということもあるというような、定かでないような話をしておると。これはもし前回、今から5年前ですか、19年に約束されたことを撤回するならば、これは村民にきちっと前の約束は私は果たせませんというような陳謝をすべきであると考えております。今の答弁であると、これはやらないような答弁等ありましたね。

それで一つ、私は3期目に向けて、村長に対して申し渡したいことは、今から4年前に、 私は2期はやるけれども3期はやらないと。その理由として3期やると悪いことやるからお れは3期はやらないと。これは村民の前でも言ったし、郡民の前でも言っているからね。す るともしかして再選になって、3期目に就任したと同時に悪いことしたのでは、私もこれ議 員でまだ4年間、ご一緒に行政に携わる身として、村長の監視役に回らなければならない立 場でありますし、また一緒に村発展のために貢献したいというふうに考えております。目的 は村長と同じでありますので、もし村長が再選されて村長になった場合、3期目にそのよう な事態になったのでは困るし、その4年前に言った意思はどういう意思でもって言ったのか、 そのことについてもお聞きしたいと思います。

- ○議長(前田三郎君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 私は、正直言うと、本当に、いや2期8年間は悪いことやらないけれ ども3期目になるというとなれてずる賢くなって悪いことに染まる、そういうその思いがと いうのは正直のところ思っていましたので、口にしただけだと思います。これが、やるやら ないは本人のこれは自覚だと思います。

私は、案外悪いことはやらないような気がします。そのときになってみないとわかりませんが。ただ、危ないことに、たまたま就職関係でありますが、家に帰ってみると、お酒なん

か届いているときあります。うちの娘が今度職員の試験を受けたからとか、募集に応募したとか、そんなことであります。うちのかあちゃんは、断るに断って、持ってもらっている人も大体帰ってもらっているんですが、裏に回って置いていく人もいるそうです。これが一番困ります。こういったのが悪いことにつながると思いますので、気をつけて姿勢を正してまいりたいと思います。こういったことで私も信用を落としては、これ職員の採用ぐらいで信用を落としてはならないので、気をつけていきたいと思います。

あと、ハード事業は終わりましたので、恐らくそういった業者の賄賂はないのではないか と思いますし、今、賄賂使うと業者も間に合っていないようであります。この辺、ご理解い ただきたいと思います。

あと、大勢の前で言ったのは、本当にそういった思いがありました。 2期やってできないのは3期やってもできないよということです。ただ、当時は生意気だったもので、もう考えていることすぐできたのかと思うとそうでないんですね、行政の仕事というのは。一つのことをなすのに4年、5年かかるんですね。堆肥センター、おかげさまで6年かかりました。こういったことが、私はこの性格ですから、やりたいと思うと大体1年以内に、例えば倉庫建てるのも、4月に倉庫建てようかと思ったときは、まず最初に柱切ってしまいます、古いやつ、そうするともたないんだわね、ですから、たちまちやるようになってしまう、行政はそうはいかないんですね。その辺に私の、商売しかやっていなかった者の誤りがありました。この辺軌道修正しながら、3期目はしっかりとその枠に染まらないように気をつけて担当する考えでおりますので、なお皆さん方もしっかと監視をしながら、そして一緒に村づくりにこう、また就任あいさつみたいになってしまうね、まだ表明しただけだからね、そういうことで気をつけて3期目の村政に臨んでいきたいと思いますので、ご安心をいただきたいと思います。そういった思いがあれば、当然払拭してください。

- ○議長(前田三郎君) 11番、前田君。
- ○11番(前田武久君) 村長は、根が正直で、ただ口は遅いほうではないので、そういうふ うに先走る感もあろうかと思います。

多分、3期目になるというと、今言われたように、いろいろなれ合いもできてくるし、村長を誘惑するような、よその地方公共団体の汚職事件なども見てもわかるように、当然これはそうしむけられるような時代が起きかねないとも限りません。私も、一番驚いたのは、土地改良区の理事長に就任したとたんに、大変なあげ物が家に届いたと、私はもう一切それを返してやりました。それから、当時の局長にも、なんだ今までこういうことでお前のところ

へもきているのかと聞いたら黙っていたけれども、やはりそういうような悪循環を繰り返すような行政活動は避けるべきであるというふうに考えておりますので、村長ももし再選されて3期目につくような事態になった場合には肝に銘じて、それらの公務を果たしていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わります。

◇ 蛭 田 武 彦 君

○議長(前田三郎君) 6番、蛭田武彦君。

〔6番 蛭田武彦君 登壇〕

○6番(蛭田武彦君) 6番、ただいまより一般質問いたします。

私は、早速質問に入ります。

平成23年3月11日の東日本大震災、さらには東京電力原発事故により、本村には畜産関係、イチゴ、野菜、牛乳類にまで脅かす放射能の危機、さらに1カ月後の4月11日の地震によるまれに見る被害を残し、いまだ余震が続き、恐ろしい原発は収束をも知れぬ。秋の収穫期を考えたとき、今の風評被害がどのようにのしかかってくるのか、当然ながら国の予算は被災地復興事業として多くが計上され、本村では特に東電による恩恵はないものの、大変な収束の知れない被害を残された。

今後、村民の負担軽減を図りながら、行政ともども今までの事業と経営に努めなければならない。この風評被害を県、国に訴え、従来同様の依存財源確保の考えを伺います。

○議長(前田三郎君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) 6番、蛭田武彦議員の質問にお答えを申し上げます。

議員ご質問のように、今回の震災による道路、建物への被害に対する対応が進められる中、 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射能汚染による農畜産物への被害及び今後予 想される風評被害については、非常に憂慮されているところであります。

今回の東日本大震災では、国では5月31日、被害を受けた福島、岩手、宮城など9県と208市町村の資金繰りを円滑にするため、普通交付税の9月交付分の一部に当たる4,409億円を6月8日に繰り上げ交付すると発表しました。6月2日交付の6月分、3,372億円と合わせますと、被災自治体の交付額は7,781億円になります。財源不足を担う普通交付税は、4月、6月、9月、11月の年4回交付されることになっておりますが、災害時には繰り上げが

可能となっているためであります。

福島県への普通交付税の交付額は、6月、9月分を合わせて県と不交付団体の大熊町を除いた58市町村に1,060億5,833万6,000円が交付され、このうち本村へは3億9,404万4,000円が交付されることになります。

また4月8日、震災で甚大な被害を受けた自治体などに対し、災害緊急対応に充てる総額762億2,800万円の特別交付税が同日付で前倒しで交付されました。交付税は、通常被災自治体の交付が一般的でありますが、今回は原発事故の影響を受けた自治体や被災地に職員を応援した自治体にも交付されたようであります。内訳は、青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、千葉の被災した7県と、各県内の190市町村に合計で704億4,300万円、職員を応援派遣した517の自治体に計で57億8,600万円されました。

交付はこれまで12月と3月の年2回交付されておりましたが、3月末の地方交付税改正で、 災害時に随時交付されるよう特例が設けられ、今回は初の適用となりました。しかしながら、 議員おただしのとおり、これらに充当される予算の財源の問題であります。5月2日、被災 者支援と震災からの復旧と復興のための補正予算の第1弾として、第1次補正予算が成立し ました。一般会計においては、東日本大震災からの早期復旧のために年度内に必要な経費、 これは瓦れき処理、仮設住宅の建設、道路、護岸の復旧等、4兆153億円が計上され、特別 会計予算及び政府関係予算について所要の補正が盛り込まれました。補正のための財源には、 既定経費の減額――既定経費の減額というのは、年金の国庫負担金の縮減とこども手当の 上積み分の見送り、高速道路の無料化の凍結等の財源で3兆7,102億円あるそうです、と税 外収入、税外収入は、高速道路割引の見直しです、高速道路の割引をやらない、やっても一 部にするということで3,051億が削減されるそうです、が割り当てられ、公債の追加発行に ついては回避されたようであります。第2次以降の補正予算は東日本大震災からの本格的な 復興のための財政措置であり、復興構想次第ではさらに大きな規模になることが予想されて おります。その財源としては、歳出削減に加え、国債の追加発行や増税等の国民負担増の提 案が予想されています。これらの点から考えれば、第一番に上げられる歳出削減の中で、地 方交付税の削減、補助金の減額が当然今後想定され、村の財政運営は少なくとも必ず影響を 及ぼしてくることは必至であると思われます。

しかしながら、甚大な被害に見舞われた自治体を考えれば、当村の被害は比較的少なかったことになるわけですから、歳出面での節約をこれまで以上に取り組んでいくとともに、 国・県の補助事業や交付金事業を丁寧に活用し、そしてこれらに対して臨時財政対策債、こ れは臨時財政対策債は10割が交付税措置される資金であります。次に、辺地対策事業債、これ辺地対策事業債というのは議員ご承知のとおりでありますが、償還金の8割が交付税措置される、そしてまた過疎対策事業債、これは償還金の7割が交付税措置されるなどの低利な、元利償還に交付税措置がされて有利な起債をうまく活用しながら対応し、村民の方々が一日も早く通常の生活に戻れるような施策を優先的に取り組んでまいる、これ財源がなくとも、こういった辺地債、過疎債を借りれば、何とか資金繰りのめどが立つのではないかと思います。

これらの有利な資金を利用して事業を実施するためには、質的に高い計画書、そして企画書の作成が求められます。そのためには、職員の個々の能力とモチベーションを高めていくことはもちろんですが、村民が一丸となって取り組む姿勢が私は一番大事に国・県が評価してくれるものと思っております。また、村民の善意により各種のボランティア活動への支援もとても大切な役割を担ってくると思いますし、東京農業大学などとの連携も大きな力になると思われます。

いずれにいたしましても、この難局を乗り切るためには、従来以上の創意工夫と地道な努力が求められると思いますので、議員皆様方の具体的なご提案とご協力をお願い申し上げ、 蛭田議員の質問の答弁とさせていただきます。

- ○議長(前田三郎君) 6番、蛭田君。
- ○6番(蛭田武彦君) 大体、前からの議員さんのいろんな質問、その中の答弁、それからただいまの村長の答弁、大体理解はできるんですけれども、やはり先に立つのはお金なんですよね、家庭でもやっぱりお金、行政は行財政、それにはやはりその収入の、これから新聞に出ていたのをちょっと読んでみます。収束は知らない、放射能も大丈夫だと。いろいろな説明で安心して、今後そんなに心配する必要はないだろうというように、我々村民もそれを信じて、安心しているわけなのですが、3月、東電の赤字1兆2,473億円と、こういうふうに新聞出しているんですよね。それが3月の期末決算なんですね。そうすると毎月こうやっていることと思いますから、これは今後もっとそんな赤字が出てくる、そうすると我々、ちょっとここで読んでみます。「避難住民依頼の補償金は、支払い額の見通しが立たないことから計上を見送った。原発事故は収束をしておらず、補償や廃炉の費用の拡大で、4月以降も損出が続く見通し」、あとは2面、3面とかといろんな細かいこと出ていますけれども、とにかく朝の新聞では年内中には収束も無理ということになっているんですよね。やはり、まるっきり被害地にあったところは、それなりの施策とか何かで対応できるのですが、いや、

そういうこと言ったのでは命を落とした方、これからふるさとに戻れない方には大変とんでもないことだったということにはなるんですけれども、正直言いまして、やはり我々、この鮫川でも風評被害というのはこれいつまで続くかもわからない。果たして秋になって米をつくったけれども米がどの程度で売れるのか、どういうふうになっていくのかということが、大変なこれからの問題になってくると思うんですよね。

それで私は、やはり今までも70%からの依存財源で鮫川村が過ごしてきたと。それにやっぱり行政のやり方と、それは職員さんのいろいろな何ていうんですか、そういう交付金の見つけ方というんですか、そういう努力のもと、それととともに、やはりそれに村民が協力して事業をやってきたことだと私は思います。ですから、特にこういう風評被害になったときに、やっぱり農業の村だと言っているときに、今度はそういう心配が残ってくる。それも見通しがつかない。これから1年で済むのだか、5年で済むのだかわからないわけですよね。だからその辺を、これは大きい問題ですからどうのこうのと言ってもあれなんですけれども、とにかく村の仕事として、今までやってきた仕事を振り返りながら、そしてこれからのその仕事、事業の経営の運営の状況を真剣に交付で、何というんですか、風評被害を盾にとって国とか県に要望したり、いろいろ措置を少しでももらうということに力を入れるしかないのかなと思っていますので、風評被害に対しての国とか県に要望して、依存財源の確保に努める、そのやり方といいますか、要望を出すのか、どういうやり方でいくか最後に聞いて、私の質問を終わりといたします。

- ○議長(前田三郎君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) ただいまの蛭田議員の再質問でありますが、東京電力が何ぼの赤字だから、支払い能力がないから被害を申告しないというのは、これは私は行政側としては間違いだと思います。この原子力発電所というのは、東京電力一事業所の責任ではないと思います。国策であったわけです。国策であったからには、東京電力で被害が賄い切れないときには、国が代理で賄うべきだと考えております。ですから、東京電力がつぶれようとなくなろうと、そういうことは構いません。原子力発電所の被害は国家責任で償うべきだと思いますし、私は自治体として間違いなく村民の皆さんの被害は国側に、あるいは東電側に請求は続けてまいりたいと思います。

そして、これからの村づくりでありますが、国・県がこの原子力の放射能の風評被害はこれは何ともしようがありません。この被害の放射能を浴びている福島県だということの大きなハンディはありますが、このハンディをしょいながら、このハンディに負けないような地

域づくり、福島県づくりはできるわけです。例えば、原子力地方で復興審議委員に選ばれました赤坂憲雄先生が話されておりました。この際だから、福島県挙げてクリーンエネルギー、原子力エネルギーからはもうさよならして、もう原子力発電所は全部凍結だ、廃炉にしてもらって、福島県が世界で一番きれいな、クリーンなエネルギーの太陽光エネルギー、あるいは風力発電所、水力発電所、そんなエネルギーの発電の基地になろう、そういう提案をされておりました。こういったことも一つの方法かと思います。

こういったことで、放射能に汚染された福島県でありますが、ここで負けていてはだめだと思います。皆さんで力を合わせて、前以上の3月11日以前以上のクリーンなきれいな福島県づくり、鮫川村づくりに頑張っていきたいと思いますので、議員皆様方もそれぞれの創意工夫をしたご提案をいただきたいと思います。

あとは大丈夫です。国が、県が考えている事業の前取りをして鮫川はこれからも取り組んでまいります。

以上でお答えとさせていただきます。

◇前田雅秀君

○議長(前田三郎君) 3番、前田雅秀君。

[3番 前田雅秀君 登壇]

○3番(前田雅秀君) 第6回定例会において、3番、前田が一般質問を行います。

去る3月11日に発生した東日本大震災は、マグニチュード9.0を記録する我が国観測史上最大の地震であり、東北地方を中心に多くの被害や犠牲者を出すなど、私たちがこれまで経験したことのない未曾有の大惨事をもたらしました。いまだ安否確認のできない方々、不自由な避難生活を強いられている多くの方々がいます。

また、原子力発電所の事故による放射能、放射性物質の漏えいにより、多くの住民が不安な状況に置かれています。この地震により、お亡くなりになられました方々のご冥福をお祈り申し上げます。

今回の東日本大震災の関連で、幾つかお伺いをいたします。

まず1つ目に、地震による村内の被災状況はどのようなものなのかお伺いをいたします。

2つ目に、次に、今回の震災について、福島県は東京電力の福島第一原子力発電所の放射 能汚染というまことに厄介な要素が絡んでおります。放射能汚染により出荷自粛せざるを得 なかった農産物被害の内容についてお伺いをいたします。 2問目に、村の防災対策についてお伺いをいたします。

この鮫川村は、平成21年6月に鮫川村地域防災計画を策定しております。計画の中、第2章災害予防計画では、食料等の調達、確保及び防災資機材等の整備がうたわれております。 次の2点についてお伺いをいたします。

1つ目に、食料、生活物資、飲料水は具体的に確保、または備蓄がなされているのでしょうか。確保、備蓄なされているのであるならば、どの程度の量が確保、備蓄されているのでしょうか。

2つ目に、今回の東日本大震災を目の当たりにして、村は、住民の安全・安心の確保の観点から、今後どのように危機管理に取り組んでいくのかお伺いをいたします。

○議長(前田三郎君) 村長、大樂勝弘君に答弁を求めます。村長。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

〇村長(大樂勝弘君) 3番、前田雅秀議員の2点の質問についてお答えを申し上げます。 まず、1つ目の質問であります。

村の被害状況についてでありますが、1点目の損害家屋数は地震災害被災者住宅再建支援 事業に申請がありました戸数は68戸であります。

2点目の道路等の被害箇所数は、村道関係では17路線26カ所、復旧額が7,500万円、林道関係では4路線10カ所、復旧額で2,650万円であります。

詳細につきましては、損害家屋数については、7番、星議員、道路の被害箇所数については、5番、湯坐議員の質問で答弁しておりますので、省略させていただきます。

次に、今回の被災で出荷制限にかかわる件でありますが、出荷制限に係る経過につきましては、さきに星議員の質問にお答えをしましたとおりでありますので、おただしの本村における農林畜産物等の被害でございますが、現時点で掌握できる範囲で申しますと、原乳が221トン、正確に言うと22万1,764キログラム、被害額が2,217万6,400円となっており、現時点ではこの原乳の被害が最高額に達しております。これらの原乳被害につきましては、既に酪農協において全額立てかえ払いをしたとの報告をいただいております。

次に、葉菜類が施設等で約50アール、金額にして190万円余りとなっております。

その他の被害額についての詳細な把握には至っておりませんが、畜産関係の粗飼料、牧草とか稲わら等のあるいは風評による牛肉、シイタケなどが上げられます。牛肉につきましては、本村の飼育牛が仙台市場でA4格付で、キログラム当たり800円とのことであります。

これは通常ですと1,600円から1,700円していることから見ても、明らかにこの800円という 金額は風評被害ではないかと思われます。シイタケにおきましては、今まで集荷に来ていた 業者が来なくなったり、受け入れ拒否などの事例も聞いております。これらは風評被害として数字的な把握はしておくように、畜産農家あるいはシイタケ栽培農家に連絡しているところであります。

原発事故の収束が見通せない現状におきまして、速やかに請求できるものは請求し、風評被害など、立証が必要なものは事実を積み上げて請求するよう指導してまいりたいと思います。議員各位におかれましても、これらの各種情報につきましてお気づきの点がありましたらば、ご連絡をいただきたいと思います。

次に、2番目の防災対策の1点目の食材等の備蓄についてお答えをいたします。

本村の特性でありますが、農家が多く、米やみそ、野菜などの食料については十分確保されております。そして、JAなどの米穀業者も村内にありますから、備蓄の必要性は薄いものと思います。今回の震災では、県からの要請でおにぎり等の炊き出しを「手・まめ・館」から1週間にわたって行い、県内の避難所を支援したところであります。

また、生活物資につきましては、今回の地震の際、乳幼児の紙おむつ、粉ミルクの確保にいっとき苦労いたしましたが、県の保健福祉事務所や量販店等を通じ、早期に確保を図ったところであります。

飲料水につきましては、簡易水道が入っていない地域の世帯に対し、役場駐車場の水道水を給水し、対応したところであります。また、県南中央振興局からの要請で村の簡易水道から飲料水16トンを給水支援したところであります。

ガソリン、灯油等の燃料につきましては、村内の2つのスタンドにお世話になりましたが、 今回の震災は広域的に被災したという条件も重なり、混乱したことは事実でありますので、 この点につきましては、今後、業者の方々と話し合いの場を設け、どのような対応が可能か、 課題が残ったと思いますが、対処してまいりたいと思います。

次に、2点目の災害時の危機管理についてお答えを申し上げます。

3月11日に発生しました東日本大震災と4月11日に発生した余震において、本村では幸いなことに、住宅の全壊、半壊などが発生するような甚大な被害には遭いませんでした。しかし、一部の住宅や公共施設において一部損壊するなど、今までに例を見ない地震の被害があったことには変わりありません。

また、地震を機縁とする津波被害、原子力災害と県内では壊滅的な被害等を受けた地区も

あります。今後は多種多様な災害に対し、備えの必要があると考えております。村といたしましては、住民の生命、身体及び財産を脅かすあらゆる災害に対し、村民の安心・安全を最優先にし、あらゆる対策をとることが求められておりますので、今回の災害の検証を行うとともに、必要に応じて地域防災計画の再評価と計画内容の変更を検討していきたいと思います。また、防災無線、ホームページ、広報紙等を通じ、住民への情報提供を随時、適切に行っていきたいと思っております。

今回の災害につきましては、議員皆様も村内を細かく回られて、つぶさに被災状況を確認 されていると思いますので、いろいろご提案いただければと、災害復旧に対して思っている 次第であります。

以上で、3番、前田議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

- ○議長(前田三郎君) 3番、前田君。
- ○3番(前田雅秀君) 3番、前田です。

1番目の村の被害状況については、同僚の議員がしておりましたので、細かくご答弁いた だきました。ありがとうございます。

2問目の村の防災対策についてでございますが、平成21年度6月に鮫川村の地域防災計画を策定しているところでございます。それの10節の2番目の1号目の中で、食料、生活物資調達及び確保という中の1番上に「あらかじめ食料関係機関及び保有業者と食料調達に関する協定を締結するなどの食料調達体制の整備に努める」ということになっております。今の答えだと、JAさんとか業者さんと締結はしていないような感じの答えでございます。

2つ目に、第2章の中で飲料水の確保という項にございます。2番目に、村は、平常時から応急飲料水を確保するため、湧水、井戸水等の把握に努めるというような計画を立てております。それはどの辺に、どれだけ確保していらっしゃるのかお伺いをいたします。

- ○議長(前田三郎君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 3番、前田雅秀議員の再質問であります。

まず最初の食料の備蓄の契約あるいは災難時の契約でありますが、私は鮫川村は皆さん、 生産農家が多いわけです。ですから、おおよそは自給自足の生活に耐え得る力を持っている。 それ以外の農家でない人たちの分はそれほど数がないものですから、それぞれの商売の皆さ んに頼れば調達できるのではないかと、そういう思いで備蓄の必要はなしという考えで進め ております。

もう一つ、湧水ですが、ここ鮫川村は高いところに何カ所かわき水が出るところがあるん

ですね。例えば、水道の源泉地であります大清水などには、いつも、もくもくと湧水が出ているんですね。こういった水を指していると思います。答弁、よろしいですか。

[「いいです」と言う人あり]

○議長(前田三郎君) これで一般質問を終わります。

ここで、午後3時15分まで休憩します。

(午後 3時05分)

○議長(前田三郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 3時16分)

◎報告第1号・報告第2号の上程、説明、質疑

○議長(前田三郎君) 日程第4、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてから日程第5、報告第2号 事故繰越し繰越計算書についてまでを一括議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

[議会事務局長朗読]

○議長(前田三郎君) 本件について報告を求めます。

村長、大樂騰弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) それでは、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について、ご説明を申 し上げます。

議案書の1ページをごらん願います。

平成22年度鮫川村繰越明許費繰越計算書でございますが、本件は、平成22年度補正予算で措置された国の地域活性化交付金のきめ細かな交付金事業と住民生活に光をそそぐ交付金事業を中心に、10の事業を平成23年度に繰り越ししましたので、地方自治法第施行令第146条第2項の規定により報告するものであります。

2ページをごらん願います。

主な事業でありますが、村民保養施設整備事業3,766万2,000円、高齢者お助け事業の公用 車購入事業200万円、バイオマスヴィレッジ事業の薪循環システム構築事業1,896万6,450円、 加工・直売所整備事業942万円、東京農大連携事業、これは研修施設の整備等であります、 2,167万8,000円、舘山公園整備事業、舘山公園のトイレの水洗化であります、400万円、森 林整備加速化・林業再生事業、これは中沢草木線の路網整備であります、3,216万円、鹿角 平クロスカントリー整備事業3,624万7,000円、図書館耐震計画策定事業525万円、図書館図 書購入事業117万2,000円などであります。

繰り越しいたしました事業費の総額は1億6,614万450円であります。これらの事業につき ましては、平成23年度中に全事業が完了するよう工程管理に万全を期したいと考えておりま す。

次に、報告第2号です。事故繰越し繰越計算書について、ご説明を申し上げます。 議案書の3ページをごらん願います。

平成22年度鮫川村事故繰越し繰越計算書ですが、本件は、平成23年3月11日に発生いたし ました東日本大震災により事業の執行が困難となり、平成22年度内に完成できなかった一般 会計関係6事業、集落排水特別会計関係1事業について、平成23年度に繰り越しいたしまし たので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により報告するものであります。

4ページをごらん願います。

一般会計関係で繰り越しした事業は、福島県議会議員選挙ポスター掲示板購入設置事業35 万7,210円、村民保養施設建設事業1億8,985万7,100円、地域バイオマス利活用整備交付金 事業9,464万8,000円、村道遠ケ竜戸草改良事業1,019万4,450円、公営住宅宿ノ入団地建設事 業200万円、消防ポンプ車庫建築事業375万9,000円などで合計で3億81万5,760円であります。 集落排水特別会計関係では、集落排水攪拌ポンプ修繕事業181万2,300円の1件であります。 県議会議員選挙関係以外は、平成23年度中に事業の完成を期するものであります。

以上で、報告第1号、第2号の説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお 願いを申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(前田三郎君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(前田三郎君) 質疑なしと認めます。

以上で報告第1号から報告第2号までの報告を終わります。

○議長(前田三郎君) 日程第6、議案第52号 専決処分の承認を求めることについてを議題

◎議案第52号の上程、説明、質疑、討論、採決

といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長(前田三郎君) 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) それでは議案第52号 鮫川村税条例の一部を改正する条例について、 ご説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が平成23年4月27日に公布されたことに伴い、東 日本大震災に伴う被災者に係る村税の負担軽減を図るため、地方自治法第179条第1項の規 定に基づき専決処分したものであります。

改正の主な内容でありますが、第1に、大震災により住宅、家財、自家用車などに損害を 受けた場合、所得税と同様に、損害金額に基づき計算した金額を所得から控除して、個人住 民税を軽減するものであります。

第2に、大震災により住宅借入金などの特別控除の適用対象となっていた住宅に居住できなくなった場合でも、その住宅に係る住宅借入金等特別控除の残りの控除期間について、引き続き適用を受けることができるようにするものであります。また、年末調整で住宅ローン控除の適用を受けた者については、引き続き年末調整で住宅借入金等特別控除を受けることができるものであります。

第3に、大震災により住宅が滅失、損壊した者は、その住宅の敷地の固定資産税について 引き続き住宅用地としての軽減措置を受けることができるようにするものです。また、滅失、 損壊した家屋の買いかえなどをされた者は、それらに係る固定資産税について軽減措置を受 けることができるものであります。

以上で、議案第52号 鮫川村税条例の一部を改正する条例についての説明とさせていただきます。原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。 〇議長(前田三郎君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、岡部明君。

○1番(岡部 明君) この所得税の減税なんですけれども、お墓等とか、例えば蔵等ですか、

住宅関係と違うのは。それについては該当になるものですか、ちょっと聞きたいんですが。

- ○議長(前田三郎君) 村長に答弁を求めます。村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 1番、岡部明議員の固定資産税に対する減税でありますが、登録して あったり課税対象になっている物件であれば、申請をしていただきたいと思います。

[発言する人あり]

- ○議長(前田三郎君) 5番。
- ○5番(湯坐良政君) ただいまの墓所の件なんですが、源泉徴収、年末調整ありますね。そのときの所得によって財産として認めていただければ、所得から差し引くということはあり得ないんですか。
- ○議長(前田三郎君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 墓所の場合には雑損控除にはならないと思いますけれども、なお確認 しておきます。雑損控除、墓所は……

[発言する人あり]

- ○村長(大樂勝弘君) なるそうです、雑損控除になる。 では、担当よりそちらのほうはお答えさせます。
- ○議長(前田三郎君) 総務課長。
- ○総務課長(鈴木治男君) 例えば、お墓の場合などは、税務署に聞きましたところ、新しく つくり直せば、これはだめなんです。修復するという、その範囲内であれば、雑損控除の対 象にはなるということですので、その辺は確認しながら補修を進めるというか復旧を進めて いただければと思います。
- ○議長(前田三郎君) 11番、前田君。
- ○11番(前田武久君) これから申請受けてからの結果しか総額は出ないと思うんだけれど も、その率はどのくらいあるのか、減税率は。
- ○議長(前田三郎君) 総務課長。
- ○総務課長(鈴木治男君) 所得税を納めている者です、前提は。それが所得からの控除になります、その分、雑損として費用がかかったという分を差し引いて、それに対する税率ということになってきます。
- ○議長(前田三郎君) 1番、岡部君。
- ○1番(岡部 明君) 実際のところ、私も見てきたものなんですけれども、うちのほうでは

丸谷地地区が全壊状態です。直せと言われると、あれはもう完全にきついような感じなんで す。結局は、新しいものをつくるような状態だから、今度、控除外になるということですか、 そうすると。

- ○議長(前田三郎君) 総務課長。
- ○総務課長(鈴木治男君) 今ある墓石を完全に利用しないで、新しいものを持ってくるということになると、対象外になるおそれもありますので、その辺をあらかじめ私どものほうに打ち合わせといいますか、協議をさせていただいて、そして税務署のほうと協議をしたいと思いますので、その手法については個別具体的に相談いただければと思います。
- ○議長(前田三郎君) ほかに質疑ありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(前田三郎君) これで質疑を終わります。

専決処分の議題でありますので、討論を省略します。

これから議案第52号 専決処分の承認を求めることについて、簡易採決により、採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(前田三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

◎議案第53号~議案第58号の上程、説明

○議長(前田三郎君) 日程第7、議案第53号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する 条例から日程第12、議案第58号 土地の取得についてまでの6議案を一括議題といたします。 事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長(前田三郎君) 本案について提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) それでは、議案第53号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する

条例から議案第58号 土地の取得についてまでの6議案につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、議案第53号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてのご説明申し上げます。

議案書の10ページをごらんください。

本案は、平成23年度国民健康保険事業を運営する所要額を確保するため、国民健康保険税の案分率などを定める条例を改正するものであります。案分率の決定に当たりましては、前年度繰越金が2,743万1,000円見込めましたので、これにより国保税の低減化を図るものであります。このことにつきましては、5月31日に開催した国保運営協議会に諮問をし、同日付で答申をいただいたところであります。

資料1をごらんいただきたいと思います。

答申内容のうち、国保税関係資料の案分率等比較表ですが、医療給付費分で所得割を 0.71%、資産割を3.85%、均等割を2,300円、平等割を1,900円引き下げ、1世帯当たり負担 額では1万1,189円、1人当たりの負担額では5,659円減税するものであります。

次に、後期高齢者支援金分でありますが、所得割を0.28%、資産割を1.56%、均等割を1,200円、平等割を1,000円引き上げ、1世帯当たりでは4,661円、1人当たりでは2,343円増額するものであります。

次に、介護納付金分ですが、所得割を0.41%、資産割を2.55%、均等割を1,800円、平等割を1,000円引き上げ、1世帯当たりでは4,807円、1人当たりでは3,622円増額するものであります。

次に、議案第54号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算(第2号)について、ご説明を申 し上げます。

議案書の12ページから15ページと事項別明細書の1ページをごらん願います。

補正前の予算額が30億4,793万7,000円に対しまして、今回1億5,172万6,000円を増額し、 補正後の予算額を31億9,966万3,000円とするものであります。

議案書の16ページ、第2表地方債補正をごらん願います。

辺地対策事業費は320万円を増額し、4,990万円に、過疎対策事業費は630万円を増額して 9,690万円に、災害復旧事業債は村道・林道等の災害復旧事業に3,480万円を補正し、補正後 の起債総額を3億6,780万円とするものであります。

臨時財政対策費、公営住宅建設事業費につきましては、補正はございません。起債の方法、

利率、償還の方法につきましても変更はございません。

次に、補正の主なものをご説明申し上げます。今度は事項別明細書です、事項別明細書の 2ページをごらん願います。

歳入の主なものです。

11款分担金及び負担金の2目林業費分担金、1節林業費分担金の治山事業受益者分担金52万7,000円は、今回の地震により被災した赤坂西野字草牛地内の民家の裏山の災害治山工事の分担金であります。分担率は事業費の15%であります、受益者が15%、村が15%、あとは県が70%であります。

次に、4目1節農業費分担金の農村整備事業受益者分担金は、東前田地区の農業用排水路整備事業の受益者分担金であります。国・県の補助事業が正式に採択になりましたので、治山工事同様、事業費の15%を分担していただくものであります。

次に、13款国庫支出金の1項国庫負担金、2目災害復旧費国庫負担金の1節公共土木施設災害復旧事業費負担金の公共土木施設災害復旧事業費(現年災)5,035万8,000円は、今回の地震により被災した村道16路線、26カ所の復旧事業費に対する国の負担金であります。国の査定を受け、採択されたもので、総事業費の66.7%を国が負担するものであります。残りの財源につきましては、災害復旧事業債を充当するものであります。

次に、2項国庫補助金、3目土木費国庫補助金の1節道路橋りょう費補助金の社会資本整備総合交付金598万円は、村道遠ケ竜戸草線改良工事の補助金の補正増であります。今回、事業費の増額が認可され、今年度の国庫補助対象事業費が6,720万円となるものであります。次に、2節住宅費補助金の社会資本整備総合交付金住宅整備事業300万円は、これはかねてより西山区から要望されておりました西山の水口地内に定住促進住宅を整備するための予

次に、4目教育費国庫補助金、1節小学校費補助金の被災児童生徒就学支援等臨時特例交付金33万円は、今回の地震と原発事故により相双地区から本村の小学校に避難されている児童が3名いるため措置したものであります。

算であります。国の交付金事業の採択見通しが立ったため、計上するものであります。

次に、5目農林水産業費国庫補助金、1節の農業費補助金の農村整備事業費300万円は、 分担金でもご説明申し上げましたが、東前田地区農業用水路整備事業の補助金であります。 国庫補助事業も採択になりましたので、事業費の55%を計上したものであります。

3ページをごらん願います。

14款県支出金であります。

2目民生費県補助金、1節社会福祉費補助金の自殺対策緊急強化基金事業費57万4,000円は、社会問題化しております自殺予防対策のためのものであります。

次に、5目農林水産業費県補助金、2節林業費補助金の災害治山施設補助事業費281万 4,000円は、分担金でもご説明をしました西野草牛地内の民家裏山の治山工事が県単独補助 事業として採択されたため、計上したものであります。

次に、9目農林水産業施設災害復旧費県補助金、1節の林業用施設災害復旧費補助金の林業施設災害復旧事業費1,420万1,000円は、今回の地震により被災をしました林道2路線、10カ所の災害復旧に対する補助金であります。

次に、16款寄附金です。

1目総務費寄附金の1節地域振興費寄附金のふるさとづくり寄附金29万3,000円は、村内の1団体と村外の1個人の方からの寄附であります。

2目1節の教育費寄附金の70万円は、今回の震災の見舞金として、株式会社東京書籍から 50万円と、ことし3月に本村職員を退職いたしました芳賀伊津子氏から図書購入資金として 20万円をご寄附いただいたものであります。

3目1節の農林水産業費寄附金の林業費寄附金は、舘山公園整備に対して村内2名の方からご寄附をいただきましたので、計上したものであります。

次に、17款繰入金です。

1目1節の財政調整基金繰入金1,844万2,000円でありますが、簡易水道施設整備事業費に195万円、定住促進住宅管理費に100万円、地震災害被災者住宅再建支援事業費に70万円、その他の公共施設・公用施設災害復旧事業費に804万6,000円、定住促進対策事業費に20万円、村民保養施設ゲートボール場整備事業費、これに330万1,000円、農村整備事業費に205万5,000円、定住促進住宅整備事業費、これは水口のところですね、119万円を取り崩して充当するものであります。これは財政調整基金から取り崩して財源にしたということですね。

次に、4ページをごらんください。

17款繰入金、7目1節の教育施設整備基金繰入金ですが、小学校施設整備事業費に163万5,000円、同じく中学校施設整備事業費に81万3,000円を充当するものであります。

次に、19款諸収入です。

1目1節雑入の東日本大震災見舞金323万9,000円は、東京鮫川会から183万9,000円、県町村会から100万円、全国町村議会議長会から30万円、北海道東川町から10万円いただいたもので、計上したものであります。

次に、20款村債です。

議案書の16ページと一緒にごらんいただきたいと思います。

まず、1目1節の辺地対策事業債320万円ですが、村道遠ケ竜戸草線改良事業債に320万円の増額、林道上大塩見渡線改良事業債300万円の減額は、本年度施工箇所の関係により、過疎対策事業債に変更になる、これは辺地でやっていたのですけれども、辺地ではなくなって西野分は辺地なのですけれども、大塩分は中野分ですから、過疎対策事業債に変更になるため減額するものであります。村道馬場後田中線舗装事業債300万円は、昨年度からの継続事業が実施可能になりましたので計上するものであります。

次に、2目1節過疎対策事業債630万円ですが、水口地内に整備する定住促進住宅整備事業債に330万円、辺地対策事業債から変更になる林道上大塩見渡線改良事業債に300万円を補正するものであります。

次に、5目災害復旧事業債の1節公共土木施設災害復旧事業債の現年度公共土木施設災害復旧事業債2,510万円は、今回の大地震により被災した村道の災害復旧事業に充当するものであります。

2節農林水産業施設災害復旧事業債の現年度農林水産業施設災害復旧債の970万円は、林道の災害復旧事業に充当するものであります。

5ページをお開きください。

歳出予算の主なものをご説明申し上げます。各款に計上しております2節給料と3節職員 手当等の補正額は、人事異動による補正でありますので、あらかじめご理解願いたいと思い ます。

それでは、2款総務費、1目一般管理費の15節工事請負費の庁舎照明節電器具設置工事34万7,000円は、役場1階フロアの照明器具を試験的に節電用に切りかえるものであります。これ蛍光灯2つついたやつを1つにするのだそうです。今のままですと、2つのやつを1つにすると全部消えてしまうそうです。それが1つでもついているような施設に切りかえるということであります。

5目財産管理費、12節役務費の保険料64万1,000円は、自動車損害共済と建物災害共済の 保険料であります。

25節積立金のふるさとづくり基金29万3,000円は、地域振興費寄附金としていただいたものを積み立てるものであります。

7ページです。

3款民生費、1目社会福祉総務費、13節委託料30万円は、村民保養施設のゲートボール場に整備する、これ東屋というか、ゲートボール場の奥のほうの林を切ってしまったんですね、そうすると一日、日が当たっているから、がおってしまう、日陰をつくってくれということで、東屋という表示をしてありますけれども、ベンチに屋根をつけるぐらいの施設です。この工事で15節建築工事費300万円の建築工事であります。

28節繰出金の国民健康保険特別会計事業勘定170万3,000円の減額は、人事異動による人件 費の減額分であります。

- 5目障害者福祉費は、すべて自殺予防対策事業関係の予算であります。
- 8ページをお開き願います。

3 款民生費、5 目こどもセンター費の15節工事請負費の扇風機設置工事30万5,000円は、放射能汚染対策として保育室に6 台設置するものであります。この扇風機の設置でありますが、私が5月27日に県南地方市町村、関係団体による風評被害一掃キャンペーンのため、東京に出張いたしましたが、終了後に玄葉先生にお会いしました。陳情したところ、玄葉先生から「福島県内の学校・幼稚園・保育園で放射能汚染対策のために扇風機を設置するのであれば、全額、国で面倒を見ます」と話されていましたので、過日、こどもセンターからの要望がありました。窓をあけたらいいべと言ったのですけれども、窓をあけると、外の放射線量が高いから子供たちがかわいそうですということで、では、裏側をあけたらいやっぺ、裏側の風涼しいいべと言ったらば、やはり放射線あるということで、扇風機が欲しいなんて言われたものですから、村の金でやらなければないのは大変だなと思ったのですけれども、こういったことで、国の国庫補助金がつくそうです。ですから、各小学校、中学校、この際だから扇風機つけてやったほうがいいのかな、そういう思いで計上させていただきました。

次に、4款衛生費です。

1目保健衛生総務費、19節負担金補助及び交付金の健康づくり団体補助金の12万7,000円ですが、これは健康づくりボランティア、これビーンズヒルスの会というのがあるんですね、前田雅秀議員が一生懸命頑張ってやっている健康づくり推進団体であります。新入会員が今度いたんですね。新入会員のユニホーム整備費として補助するものであります。

4目環境衛生費の28節繰出金の簡易水道事業特別会計195万円は、今回の地震による配管等の破損復旧費と人事異動による人件費の増額分であります。

次、9ページをごらん願います。

6 款農林水産業費、6 目農地費の15節工事請負費の東前田地区農業用水路整備工事630万

円は、現在、条件が悪く、維持管理が大変になっている延長668メートルの素掘り用水路を、 国・県の補助事業を導入してU字溝等で整備するものであります。

次に、2項林業費、2目林業振興費の15節工事請負費の草牛地区災害治山工事370万円は、 歳入でもご説明いたしましたが西野草牛地内の民家の裏山崩落防止のための治山工事であり ます。

10ページをお開き願います。

8款土木費です。

2目道路新設改良費、15節工事請負費の村道遠ケ竜戸草線改良工事920万円は、国庫補助対象の事業費増額が認められたため補正するものであります。今回の補正により、今年度の施工延長が850メートルになります。ですから、昨年120メートルやっておりますから、約1キロメートルになるのですね、そうすると残りが、あと800メートルぐらいになるのか、できれば、これ来年終われば、次に戸草唐露線に入れますから、できれば24年度中には、この遠ケ竜戸草線を終わらせたいと思っております。

次に、村道馬場後田中線舗装工事300万円は、辺地対策事業として実施できる見通しが立ったため補正するものであります。今年度の施工延長は200メートルになる計画であります。次に、3項住宅費、1目住宅管理費の11節需用費の修繕料100万円は、震災により被災しました西山・水口地内の定住促進住宅の補修費であります。これ前の教員住宅を改修した老人保養施設の入り口にある建物がちょっと土台にひびが入ったりしたそうであります。

19節負担金補助及び交付金の地震災害被災者住宅再建支援補助金210万円は、20万円を限度に実施している支援事業です。当初、1,000万円の予算措置をしていましたが、余震による影響が大きく、6月5日現在で68世帯から申請が出されております。それで補正させていただきました。合わせて1,210万円になります。

次に、2目住宅建設費の13節委託料の定住促進住宅水口団地測量設計業務259万円は、敷 地造成のための測量設計費であります。

11ページをごらんください。

17節公有財産購入費の定住促進住宅用地費490万円は、敷地造成のための用地購入費であります。購入面積は、水田、山林等、合わせまして7,200平方メートルを予定しております。 次に、10款教育費をごらん願います。

1項教育総務費、2目事務局費の15節工事請負費の教員住宅給湯ボイラー入替工事21万 6,000円は、中学校の校長住宅のボイラーが劣化し、修理不能であるため入れかえするもの であります。

次に、2項小学校費、1目学校管理費の8節報償費の学校ICT支援員謝金67万2,000円は、鮫小と青生野小でICTを活用した授業を軌道に乗せるための専門家を招聘して実施するための予算であります。

12ページをごらん願います。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費の15節工事請負費の鮫川小学校流し台漏水修繕工事41万3,000円は、校舎内の流し台が地震により破損したため、補修するものであります。青生野小学校扇風機設置工事50万8,000円、鮫川小学校扇風機設置工事111万6,000円は、放射能汚染対策として設置するものであります。設置台数は、青生野小が10台、鮫川小学校が22台であります。

2目教育振興費の20節扶助費の被災児童就学援助費33万円は鮫小に1名、青生野小に2名 避難している児童に対する就学援助費であります。

次に、3項中学校費、1目学校管理費、15節工事請負費の扇風機設置工事81万3,000円は、 鮫川中学校に扇風機を16台設置するものであります。

13ページをごらん願います。

10款教育費、6項保健体育費、2目体育施設費の11節需用費の修繕料32万9,000円は、青少年広場のナイター照明の修繕費であります。

3目学校給食費、28節の繰出金の学校給食センター特別会計573万5,000円の減額は、人事 異動による人件費減額分であります。

11款災害復旧費、1項公共土木施設災害復旧費、1目現年度土木施設災害復旧費の15節工事請負費の公共土木施設災害復旧工事7,534万円は、村道16路線、26カ所の復旧工事費であります。

17節公有財産購入費の用地購入費40万円は、災害復旧のための用地購入費であります。 14ページをごらん願います。

11款災害復旧費、2項農林水産業施設災害復旧費、2目現年度林業施設災害復旧費の15節工事請負費2,650万円は、林道2路線、10カ所の災害復旧工事費であります。

次に、3項文教施設災害復旧費、2目体育施設災害復旧費、15節工事請負費の村民運動場物置解体撤去工事40万円は、中学校野球部が利用している物置が地震により倒壊のおそれがあるため、撤去するものであります。撤去後は、広畑住宅団地で空く物置を設置する計画であります。

次に、4項1目その他の公共施設・公用施設災害復旧費の15節工事請負費ですが、交流施設浄化槽災害復旧工事114万1,000円は、合併浄化槽の原水槽、流量調節槽、汚泥濃縮槽などが――随分壊れたんだね、こういう施設の浄化槽です、破損したため、補修するものであります。交流施設災害復旧工事690万5,000円は、本館の客室やトイレ等が損壊したため補修するものであります。戸倉地区簡易排水処理施設災害復旧工事176万4,000円は沈殿槽の外壁やポンプ、配管等が破損したため、補修するものであります。

次に、5項民生施設災害復旧費、1目社会福祉施設災害復旧費、13節委託料89万円の減額と、15節工事請負費89万円の増額は、高齢者総合福祉センターが余震と降雨により施設東側の盛り土のり面が崩落し、これが進行しているため、応急工事を施工することになります。なお、本復旧工事につきましては、現在、県と協議中であります。事業費が確定し、国庫補助事業に採択され次第、予算化し、発注する計画でおります。

次に、議案第55号です。平成23年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、ご説明を申し上げます。

議案書は17ページから20ページ、事項別明細書の19ページをごらんください。

事業勘定からご説明を申し上げます。

補正前の予算額 4 億9,570万円に対しまして、今回、389万8,000円を増額し、補正後の予算額を 4 億9,959万8,000円とするものであります。

今回の補正ですが、議案第53号の国民健康保険税条例を改正することに伴い、国保税の税率等が変わるため、補正するなどが主なものであります。

20ページをごらん願います。

- 1 款国民健康保険税ですが、22年度の繰越金が2,743万1,000円見込めるため、これを国保税の減税財源と保険給付費支払準備基金の積み立てに充てるものであります。
- 1 款国民健康保険税の1目一般被保険者国民健康保険税の1節医療給付費分現年課税分は 2,228万7,000円の減額補正であります。
- 2 目退職被保険者等国民健康保険税161万7,000円の減額は、昨年度の後半から医療費の伸びが見込みを下回っているため、減額するものであります。
- 2款国庫支出金、1項国庫負担金の1目療養給付費等負担金、1節現年度分の療養給付費 328万5,000円の補正は、前期高齢者交付金の前々年度精算によるものであります。後期高齢 者支援金174万4,000円の減額は、国から示されました算定方式により試算した結果による補 正であります。

2項国庫補助金、2国庫補助金、1目財政調整交付金の2節特別調整交付金162万8,000円の増額は、保健指導を強化して医療費の抑制を図るため、国庫補助事業を新規に導入するものであります。これは10割補助の事業であるといっていました。

平成22年度の本村の国民健康保険被保険者の1人当たりの医療費は28万3,248円で、県内59市町村中26位であります。21年度に比べて伸び率は県内で低いほうではありますが、健康寿命を伸ばし、まめで達者な人生が送れるよう、疾病予防活動を強化し、医療費と介護給付費の節減に結びつけるため実施するものであります。大まかでありますが、現在の医療給付費の傾向は、現役世代より高齢者の医療費と介護給付費の伸び率が高く、その分、国保税を押し上げる要因になっているものであります。この状態を改善するには、住民健診率高め、事後指導をしっかりすることが最も効果的であると考え、この事業を取り入れるものであります。なお、この事業の補助率は今ほど申しましたが、10割の補助であります。

21ページをごらん願います。

3款療養給付費交付金の1節現年度分の退職者医療費交付金480万8,000円の減額補正は、 退職者医療費の減少による交付金の減額であります。退職者医療交付金後期高齢者支援金 260万9,000円の補正は、支援金の交付決定による補正であります。

次に、5 款県支出金の1目1節の財政調整交付金128万4,000円の補正は、前期高齢者交付金の前々年度分の精算による補正であります。

次に、8款繰入金の1目1節一般会計繰入金の事務費繰入金170万3,000円の減額は、人事 異動による人件費の減額分であります。

次に、9款繰越金の2目1節その他繰越金2,743万円の補正は、前年度繰越金の増額補正であります。

22ページをごらん願います。

歳出です。

1款総務費、1目の一般管理費の2節給料、3節職員手当等の減額は、職員の人事異動に よるものであります。

次に、2款保険給付費、1項2目の退職被保険者等療養給付費の19節負担金補助及び交付 金304万円の減額は、退職者医療費の見込みによるものであります。

23ページをごらん願います。

次に、8款保健事業費、2目の疾病予防費ですが、歳入の国庫補助金のところでもご説明申し上げましたが、保健指導事業を実施するための予算であります。

13節委託料の保健指導業務委託の100万円は、生活習慣病を抑制するため専門家に委託して保健指導を行うものであります。

次に、9款基金積立金、1目国保基金積立金の25節積立金700万円ですが、これは医療費の急激な伸びに対処するため、保険給付費支払準備基金に積み立てるものであります。補正後の基金の総額の見込み額は6,432万8,000円になるものであります。

次に、27ページをごらん願います。

直診勘定の補正です。

補正前の予算額が8,090万円に対しまして、今回52万5,000円を増額し、補正後の予算額を8,142万5,000円とするものであります。

28ページをごらん願います。

歳入です。

4款繰越金の前年度繰越金52万5,000円のみであります。

歳出ですが、1款総務費、1目一般管理費の14節使用料及び賃借料11万7,000円は、事務 用複写機が使用不能になったため、リースのものに入れかえするものであります。

2款医業費の1項1目医療用機械器具費の14節使用料及び賃借料41万円は、酸素吸入を必要とする在宅患者がふえたため増額補正するものであります。酸素ボンベだね。

議案書の21ページ、今度は事項別明細書の31ページをごらん願います。

議案第56号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、説明 を申し上げます。

補正前の予算額が1億1,605万2,000円に対しまして、今回、195万円を増額し、補正後の 予算額を1億1,800万2,000円とするものであります。

32ページをごらん願います。

歳入です。

4款繰入金の一般会計繰入金195万円のみであります。

歳出ですが、1款総務費の1目一般管理費の2節給料、3節職員手当等の補正は、人事異動によるものであります。

2款施設費、1目施設管理費、11節需用費の修繕料25万5,000円は、地震により配水管などが破損したため、その復旧のための予算であります。

事項別明細書の35ページをごらん願います。

議案第57号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第1号)について、

ご説明申し上げます。

35、36ページをごらん願います。

今回の補正は、3月31日付で正職員2名が退職し、その補充として臨時の調理員を雇用したことによる補正であります。

歳入の2款繰入金、1目1節の一般会計繰入金の運営費繰入金573万5,000円の減額は、職員の人事配置による人件費の減額分であります。

歳出ですが、1款総務費、1目一般管理費の2節給料556万円と3節職員手当等の166万7,000円の減額、7節賃金の149万2,000円の増額は、ただいまご説明しました人事配置の変更によるものであります。

次に、議案書は25ページ。

議案第58号 土地の取得について、ご説明を申し上げます。

本案は、鹿角平観光牧場の活性化と本村の観光交流人口の増加、そして本村の伝統でありました駅伝王国の復活を目指して整備いたします鹿角平クロスカントリーコース整備事業の用地取得に関するものであります。

用地の所在は、渡瀬字青生野234番6ほか4筆、取得面積は……

[「7町5反」と言う人あり]

○村長(大樂勝弘君) そうです、7町5反です。7万5,620.05平方メートル、取得価格は 2,268万6,015円、1反歩当たり30万円です。

共有者の代表である渡瀬牧野組合、組合長、蛭田晃氏から土地を取得するため、地方自治 法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例 第3条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

予算措置につきましては、報告第1号 平成22年度繰越明許費繰越計算書でもご説明申し上げましたとおり、平成22年度に予算化し、本年度に繰り越しされたものであります。

以上で、議案第53号から議案第58号までの6議案についての説明とさせていただきます。 原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、説明を終わります。

◎議案第59号の上程、説明

○議長(前田三郎君) 日程第13、議案第59号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選出に つき同意を求めることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

〔議会事務局長朗読〕

○議長(前田三郎君) 本案について提案理由の説明を求めます。村長、大樂勝弘君。

[村長 大樂勝弘君 登壇]

○村長(大樂勝弘君) 議案第59号 鮫川村固定資産評価審議委員会委員の選任につき同意を 求める件について、ご説明を申し上げます。

本村の固定資産評価審議委員会委員は、3名で構成されております。このうち、蛭田吉郎 氏の任期が平成23年7月19日までとなっていますので、蛭田吉郎氏を再選いたしたく提案す るものであります。

蛭田氏は現在1期目で、当委員会の職務代理者を務められております。また、蛭田氏は渡瀬行政区長として村税完納に手腕を発揮された方であり、識見に富み、人望も厚く、固定資産評価審議委員会委員としてまことにふさわしい方でありますので、どうぞ原案にご賛同賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

◎散会の宣告

○議長(前田三郎君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

明日は各常任委員会で議案調査、9日は午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時18分)

第 6 回 定 例 村 議 会

(第 2 号)

平成23年第6回鮫川村議会定例会

議 事 日 程(第2号)

平成23年6月9日(木曜日)午前10時開議

日程第 1 議案第53号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例 質疑、討論、採決

日程第 2 議案第54号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算(第2号) 質疑、討論、採決

日程第 3 議案第55号 平成23年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号) 質疑、討論、採決

日程第 4 議案第56号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) 質疑、討論、採決

日程第 5 議案第57号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第1号)

質疑、討論、採決

日程第 6 議案第58号 土地の取得について質疑、討論、採決

日程第 7 議案第59号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

質疑、討論、採決

日程第 8 陳情について

陳情第 3号 丸谷地地区(国道289号)から関口・世々麦線接続線の開設陳 情について

陳情第 4号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書 審査結果報告、質疑、討論、採決

日程第 9 議員派遣について

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第9まで議事日程に同じ

追加日程第1 議案第60号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについて 提案理由説明、質疑、討論、採決

出席議員	(1	9夕)
山油銀貝	(I	Z 27 1

1番	尚	部		明	君	2番	宗	田	雅	之	君
3番	前	田	雅	秀	君	5番	湯	坐	良	政	君
6番	蛭	田	武	彦	君	7番	星		_	彌	君
8番	関	根	政	雄	君	9番	Щ	形	郁	夫	君

10番 早川正博君 11番 前田武久君

12番 坂本忠雄君 13番 前田三郎君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村	長	大	樂	勝	弘	君	副	村	長	白	坂	利	幸	君
総務課			木				企 課	訂調	整長	芳	賀		亨	君
住民福 課	· 私 長	佐	藤	文	夫	君	農林	課	長	森			洋	君
地域整 課	Ĕ備 長	近	藤	保	弘	君	教育	「課	長	北	條	利	雄	君
農 事務局	委员長	増	谷	隆	夫	君								

職務のため出席した者の職氏名

議 会 本 郷 秀 季 書 記 渡 邊 敬

◎開議の宣告

○議長(前田三郎君) ただいまの出席議員は12人です。定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

なお、職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長(前田三郎君) 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎議案第53号の質疑、討論、採決

○議長(前田三郎君) 日程第1、議案第53号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する 条例を議題といたします。

これから質疑を行います。

11番、前田君。

- ○11番(前田武久君) この条例の改正ですけれども、今まで国民健康保険税制の削減とか何か図ってきたと思うんですけれども、今後の削減の見通しですか、それらについても、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。
- ○議長(前田三郎君) 村長に答弁を求めます。
- ○村長(大樂勝弘君) 鮫川村みたく人口の少ない小規模な町村は、1人の重症の患者が出ると医療費がぐっと上がるんですね。こういったことにも気をつけながら、まず健診率を高める、そして高齢者には今回、今度の予算でもお願いしておきました見守り隊を活発な活動で常に巡視しながら、高齢者の健康を早目に守って指導に当たる。そしてあと住民健診の場合には、今大変心配されておりますし、進行しております生活習慣病のそういった該当した村民には、しっかりとした事後指導を徹底する、そういったことで医療費の軽減策を図ってまいりたいと思います。
- ○議長(前田三郎君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(前田三郎君) これで質疑を終わります。 これから討論を行います。 討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(前田三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第53号 鮫川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(前田三郎君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第54号~議案第57号の質疑、討論、採決

○議長(前田三郎君) 日程第2、議案第54号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算(第2号)から日程第5、議案第57号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第1号)まで4議案を一括議題といたします。

これから質疑を行います。

8番、関根君。

- ○8番(関根政雄君) 23年度の一般会計補正予算の中で教育費の中の工事請負費、各小学校、 鮫小、それから青生野小、鮫川中学校に扇風機を入れるという工事費の件ですけれども、昨 日、常任委員会の中で担当課長のほうから、この風評被害の放射能物質の影響があるという ことで、教室を閉め切った中での扇風機設置という、工事費用と扇風機と取りつけ費という ことであります。夏休みはあろうとしても、どんどんと気温が上がってくるという中で、ど ういった基準で、全く窓を閉めきって1シーズン、一夏扇風機で対応するのか、窓を高温に なったときに若干あけて、説明によると窓をあけてもあけなくても、そのようにデータとし ては変わりないという課長の説明ですけれども、学校への教育委員会からの指導、どこを基 準にあけるのか、あけないのか。その辺がちょっとあいまいだなという感じも受けたもので すから、教育委員会としてその温度が何度以上とか、マイクロシーベルトの数値がこれだけ だからという、そういった基準があるのかないのか。また、そういった判断を現場にお任せ するのか、その辺のところが教育委員会の方針をお答えいただきたいと思っております。
- ○議長(前田三郎君) 教育課長。
- ○教育課長(北條利雄君) 教育長がちょっと教育長会議が文科省、それから県の教育委員会 の主催で欠席しておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

今、関根議員さんのほうから質問をいただきました学校の扇風機設置に関する件ですが、 きのうも委員会の席上申し上げましたけれども、開閉についても、あけても閉めても、今の 放射線量はほとんど変わらないということです。でございまして、この開閉については学校 の校長先生の判断で行っていただくということであります。

きのうもご説明しましたとおり、現在いろいろな場所で放射線量を測定しておりますけれども、本日最終集計した結果、村内では学校、文教施設も含めて12カ所ほど放射線を測定しておりますが、年間積算量を積算しますと推計でございますけれども、きょう現在で平均で0.75ミリということで、今いろいろな場所で言われておりますけれども、0.75ミリです。

きのうもご説明しましたけれども、世界水準の自然界から受ける放射線量というのは世界で2.4ミリシーベルト、日本の場合は平均で0.99ミリシーベルト、さらに福島県の場合は自然界から受ける放射線量は1.04ミリシーベルトです。ということですので、現在はきょう現在で0.75ミリシーベルトと推計されますので福島県の以下、さらには日本の全体よりは以下ということで、かなりの今の安定したレベルの状態であります。

確かに安全性からいけば、ゼロというのが一番正解だと思いますけれども、今いろいろな科学者、それから文部科学省、福島県が示されている安全・安心という部分の基準からいけば、鮫川村の子供たちが学校で生活する校内、校外も含めて安全レベルだということで、開閉については学校の校長先生の判断でお願いしたいという指導を行っております。

以上でございます。

- ○議長(前田三郎君) 11番、前田君。
- ○11番(前田武久君) 一般会計ですけれども、事項別明細書ですか、14ページの交流施設関係でございますが、その他の資金が全部でもって総額が804万6,000円の改修費、これは耐震ではなくて震災工事に伴う補修工事だと思うんですけれども、きのう実は総務文教のほうで現場を見てまいりました。かなり状況がひどいというようなことで、当然これに関する見積書も作成されてこの金額になったと思われます。それでもって、一般財源が176万4,000円ということでございます。全部でもって総額の計算が出たと思うんですけれども、県の現場を見聞したところ、内装関係は2階がかなり天井が落下して、あとは1階、それから外壁、ふろ、トイレ等の見積もり等もこれに一切含まれておるのか。1階等の壁、内装材のクロス、それから防火材等のひずみ、ゆがみ、それからくぎ穴の飛び出しとか、あれらの工事も一切この工事費の中に含まれておられるのかどうか、それをお伺いします。
- ○議長(前田三郎君) 村長。

- ○村長(大樂勝弘君) 11番、前田議員の交流施設への災害復旧工事費の内訳でありますが、 この浄化槽関係が114万1,000円で、あと交流施設の天井とか、そういったたぐいの工事が一 切で690万円ということで、今度のこの災害に対しての総復旧額であります。
- ○議長(前田三郎君) 11番、前田君。
- ○11番(前田武久君) さっき内装材、それをきのうちょっと課長も同行したんですけれども、内装材は含まれていないような話みたいだったんですよね。それで、あれを全館完全に、ああいう誘客施設ですから、お客様を受け入れて、お客様が満足できるような一般宿泊施設並みの受け入れ態勢をとるのには、内装材も恐らく改修しなくちゃ、とても恥ずかしくてお金をもらえるような宿泊施設になれないと思うんだよね。今、村長が一切入っているということございますが、それは間違いないのかどうかですね。

それと、これからの宿泊施設の運営方針ですね。現状のままで過去平成19年に償還を終わって、それからの債務負担は大体年間400万円以上というようなことで赤字補てんをされておると。それは一切平成6年から開始されて運営状況は甚だ厳しいと。村の財政を圧迫しておる。それから、村民からも、かなりこれは非難されておると。すべて村民の持ち出しで負担しているというような状況をいつまで続けていくのか。

それと、今まで改善策を我々議員が要求してまいったんですが、一向に改善されないまま、 さらにまた今回の震災、そして建物の老朽化がどんどん進んでおる。前々回まで我々が改善 命令、それから財産の移譲処分等もかなり要求してまいってきたんですが、それらが一向に 是正されないままで今日に至っておるということでございます。

それで、一般財源のほかの調達資金はどうなさるのか、それらについてもあわせてお願い したいと思います。それで、先ほど言ったように本当に全館完全修復の費用がこれに入って おるのかということを確認しておきます。

- ○議長(前田三郎君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) まず11番、前田議員の交流施設の関係の質問でありますが、まず運営 状況でありますが、議員が申されましたように償還ですか、借入金の返済が18年度で完済しました。これは当初816万円借りたんですね。816万円を過疎債で借りまして、10年償還で平成7年から据え置き期間があったんですね。そして、据え置き期間が3年あったんですから、平成10年になります。平成10年から支払いが始まりまして、平成18年度ですから19年3月31日で借入金の完済にはなっております。

平成7年の建物ですから、今、築後15年経過ということですか、そういったことで、まだ

まだ建物の残存期間というのが、木造鉄筋コンクリートづくりなんですね。木造鉄筋コンクリートづくりの……

〔「鉄骨」と言う人あり〕

○村長(大樂勝弘君) 鉄骨づくりの構造だと47年間、耐用年数があるんですね。ですから、 平成6年建築ということですから17年経過。ですから、まだ30年の耐用年数があるという建 物であります。

大変まだ17年しかたっていないのに、大きなこの損害をこうむったわけなんですが、私が 今度発注したのが外装関係、天井とあと外装関係でありますね。今ほど内装はどうなってい るんだというお話ですが、内装はまだちょっと見ていなかったんです。外装関係、天井の一 部と外装関係での見積もりでありました。

あと、こういった施設が果たして村民が一般会計からの持ち出し、ここ2年ぐらいは500万円、600万円の一般会計からの繰り出しになっております。ただ、人件費が700万円、800万円支払われております。ああいった鮫川の中心地から離れた地域で、あの地区が振興するには、あの地域のにぎやかさを保つためには、ああいった手法で、そしてその交流施設を建てることによって、地域の雇用も生まれる、あの地区にとってはとても大事な施設であって、村民の理解も、あの地区の皆さんのための頑張りの支えになっているんではやむを得ないのかな、そういう理解はいただけるのではないかと思います。

こういったお手伝いを兼ねまして、今度クロスカントリー、鹿角平に今回の議案にも提案 させていただきます土地の購入資金の提案と、そしてクロスカントリーの設置、これで誘客 を図って、ぜひあそこを利用しながら宿泊はほっとはうすを利用してもらえれば、またあの にぎやかさをお手伝いできるのではないか、そういう思いでクロスカントリーと一緒にこの ほっとはうすは必要な施設ではないかと思っております。

大変、一般会計からの持ち出しも今容易でない時期、これからますます厳しさを増してくる時代でありますから容易ではないと思いますが、これをできるだけ切り詰め、500万円、400万円、300万円となっていくような営業の努力ですか、こういったこともお願いしながら、もうちょっとあの地区のためにも、そしてまたクロスカントリーでできる鹿角平との連携を考えた場合にも必要な施設ではないかと思いますので、今回この改修工事ということで提案をさせていたしましただ。

- ○議長(前田三郎君) 一般財源のほうの調達。
- ○村長(大樂勝弘君) いろいろ今度の改修工事に対しましては、災害資金等の手当てを今お

願いしておりますが、当初、差し当たりは財調のほうから繰り出して財源にいたしたいと思います。ただこれは農林関係の施設でも、都市との交流施設でありますから、これは農林関係にお願い、県南農林事務所にも今こういった施設の改修工事をお願いしておりますし、あと企画のほうでも、こういった観光施設の改修を実際にやった改修工事ということで、今両方に何か補助はないか、そういうことで探しております。まず、見つかり次第、工事は入らせていただきたいと思います。

以上です。

あと細部にわたって、改修費用については係のほうより細部にわたってはお答えさせてい ただきます。

- ○議長(前田三郎君) 企画調整課長。
- ○企画調整課長(芳賀 亨君) ご質疑の工事の内容について概要をご説明申し上げます。

まず仮設工事であります。これは内部足場などを含みます。それから、整理清掃という費用で直接工事費でおおよそでありますが82万円ほど。それから、タイル工事です。これは浴室のタイルの一部剥離の補修で、およそ11万円ほど。それから、屋根雨どい工事で、外れた雨どい等の補修で2万円程度。それから、金属工事でありますが、天井の下地に金属鉄骨材を組み直すという工事をしますので、この金属工事が27万円ほど。それから、左官工事でありますが、これ基礎のクラックの補修のエポキシ樹脂の注入工法なども含めて左官工事が49万円ほど。それから、塗装工事業であります。 1 階部分の厨房に塗装部分がありますので、これが17万円程度。それから、内外装工事ということで、壁と天井の工事です。壁紙が65万円ほど、天井張りが35万円ほど。その他、周り縁であるとか幅木であるとかで合計125万円ほどの内外装、それから撤去処分費として瓦れきの処分費等で93万円ほど。それから、設備工事で便器や電気、換気扇等の補修が67万円ほど。合計470万円ほどの直接工事費に諸経費を含めた費用が今回の積算の工事費であります。

前田議員さんがおっしゃる壁の状況がどうなのかということでありますが、激しい地震の 揺れのために、石膏ボードをとめてあるビスが緩んでおります。これはビスを打ち直し、は がさないで一部損傷の激しい割れている部分ははがしますけれども、全体的にはがさないで ビスでとめ直してクロスを張り直すというのが工事の方法の考え方です。

以上でございます。

- ○議長(前田三郎君) 11番、前田君。
- ○11番(前田武久君) 内装はほとんど入っていないですね。ほとんど天井の落下した部屋

とか、そういう損傷の激しい箇所の内装は見ているけれども、全館の内装補修は見ていないと。きのう我々が見聞してきたところによると、ほとんど全館全室、壁、周囲の柱等の取りつけですか、それが全部ボードがゆがんじゃって膨れちゃって、それであの構造的に推察すると、壁下地が遠いんですよね。あのボードのくぎ穴の抜けぐあいから見ると、あちこちしかくぎ穴が見えない。ほとんどその間には胴打ちが入っていない。ボードの下地がまるきり遠く間隔が入っているということで、当然あれをクロスをはがして、くぎ穴の部分を補修するにしても、また同じような状況になる。恐らく最終的にあれは全部ボードを張りかえるか、下地をつけかえて、またくぎを打ち込むかしないと、当然あれは完全な復旧には至らないというふうに感じるわけですが、当然そういうふうな工事費用を見ていくというと、全館の内装修復に至るとなると相当な金額になると思うんだよね。それは絶対やることはないのかどうか確認しておきたいんですよね。

それで、私はこの一般補正に対しては別に問題はないんですけれども、ただほっとはうすに関しては以前から、これは平成6年の、これは村民が全然知らないうちに福島民報紙上ですっぱ抜かれた建設問題だったんだよね。平成6年のたしか1月の民報紙上。それで急遽2月の臨時議会、3月の定例会で一挙に議決されたような、そういう経過にあって、その村民が知るに至ったまでには村民の相当の反対があったわけです。

今の「さぎり荘」を併設した宿泊施設建設というのは、ほとんどの村民が望んでいる。それが強行採決のような形でもって、あの建設が実現された。当然、立地条件から見て、あんな場所はこれは将来かなりの負担増になるということはだれも推察された建設ほっとはうす、私は当初から反対したんですよね。

それがやはりその間、できたものに対しては、これは有効活用、施設の機能を十分効率的な活用をするというふうなことで努力はしてきたんですが、当然あれは無理な話で活用できない。まして本村の財政負担に大きく影響しておる。

村長も地域活性化のためには、かなり貢献しておると私もそれは考えておりますけれども、 決して葉貫地区の人たちがあそこでなければ働けないということはない。これから「さぎり 荘」周辺の住宅全面改築というようなことで考えておられるわけですが、あの周辺の住宅を 撤去する、撤去して新たに改築するとなれば、当然そこに宿泊施設をつくって、別な土地に 住宅分譲地を求めて新たにつくる、そのほうがかなり安く済む。そしてまた、そういう宿泊 施設の活用というのは大きなものになるというふうに考えておりますよね。そういうことも、 やっぱりこれから先のことも考えていかなくちゃならない。 だからこの際、私はこれは反対、否決はしたくはありませんけれども、今約1,000万円、 去年だって1,000万円以上の修理費をかけているんですよね。かけたにもかかわらず、また 災害が起きてあんな状況になる。それから、あの基礎状況を見ても地盤沈下しているんです よね、あそこは。昔の水田の跡地です。建物のあの鉄骨の橋脚部分の基礎はしっかりしてい ても、周囲が地盤沈下している。周囲のU字溝から集水ますが全部沈下している。

それから、合併浄化槽は大変な施設ですけれども、あの合併浄化槽の中身の細部調査はまだしていないと思うんですよね。あれだってこの見積価格に充当するかどうか、これから危惧される。そうした状況をいろいろ考えた場合には、やはりこの辺で、ある程度の決断をしなくちゃならないと考えております。

だから、この際、去年1,000万円、ことし800万円以上のまた経費、そしてまたさらに心配されるのは先ほど言った内装工事、これも恐らく倍くらいの計算になりますよね。新しく新築した「さぎり荘」だって、当初は1億5,000万円のが3億円になっているんですよ。こんな目に見えないような修復工事は、だれもが想像できない。ましてや行政、それから素人の見積もりでは当然できない。外観から見聞した状態では全然わからない。そういう状況を考えた場合には、やはりこの辺で一区切りはつけなけちゃならない、決断はしなくちゃならないと思うんですよね。

私は、私の考えでは、一番いいのは、この際に1,000万円くらいの解体費用をかけて解体して更地にして、あの体験館施設のみを残して、あとは活用方法を考えるというような方法もあろうかと思いますし、この今財源800何十万の財源ですけれども、これが補助金で来るならいいんですよ。その他の財源が補助金で来るならば話はわかりますよ。貴重な財調基金を取り崩して、そしてあとは一般の持ち出しを178万4,000円というふうな数字でもって、あとは安くできるみたいな見せかけなこの予算編成ね、こんなことをやっていたんでは、本当に村民をだますような方法ですよ。

かなり住民からほっとはうすを早く何とかしてくれという、そういう意見がかなりありますよ。村長のところにも来ていると思うんですよね、私のところにまで来ているんだから。だから、できれば私は、この件に関しては我々にもう少し協議の場を与えていただいて、恐らくこれは半年くらい閉館するようでしょう。もう既に閉館して1カ月、2カ月ね、さらに工事完了までクロカン完成まで間に合うか間に合わないか。間に合わせるつもりで考えていると思うんですけれども、そのころ受け入れ態勢が整っても、風評被害とか何かでもって、恐らく客足は遠のくでしょう。さらに、またこれから改修して費用をかけて、そしてこの運

営を図るにしても、当然本来の目的には沿わないと思うんですよね。その辺で3回質疑になっちゃうからあれだけれども、村長その考え直す気がないのかどうか、我々にもう少し検討させる機会を与えてくれるかどうか、その辺お伺いをします。

- ○議長(前田三郎君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 11番、前田議員の再質問でありますが、私ども村のほうでも議員の話された解体という方法も一つかなと思って模索をしていました。ところが、解体をする場合には、先ほど申し上げましたように、まだ17年しか経過していないということで30年の残存期間がある、これを解体すると補助金の返還が伴う。

さればその補助金の返還は何ぼになるんだということですと、補助金が当時建てたときに 1億9,000万円の建物だったんですね。1億9,000万円の建物で50%の国の補助金、そして 4%が県の補助金です。54%が補助金で建てた他物ですから、これの返納が、計算しますと 国の補助金の返納が4,350万円になります。県への補助金が350万円です。合わせると4,700 万円の返納額です。

そして、先ほど申されたように昨年に経済対策交付金を、臨時交付金、あれを使った仕事が1,200万円ほどありました。経過1年なので、これは全額返還になります。交流施設の屋根の塗装、デッキ改修、ボイラー建屋、あとは外装をやったんですね。これで651万2,000円かかっています。あとは設備の改修工事で追いだきボイラー2台と浴室を整備して640万円、合わせて1,291万7,000円かかっているんですよ。そうすると、補助金の合計、返還金の合計が6,000万円になっちゃうんですね。

あとは今、解体費用が1,000万円と今話がありました。1,000万円見ますと7,000万円なんですね。7,000万円で解体してやめちゃうか。それともその改修で、この改修工事が今ほど指摘されたように内装は見ていなかったものですから、外装だけで1,000万円近くかかる、そういう計算をさせていただきました。

こういったことで、まず今回は鹿角平のクロスカントリーのコースが、下見に来た先生方が、これはこんな近くに宿泊施設があるんだわ。ですから、これとタイアップして連携すればとてもすばらしい環境になる、そういう指摘もありました。ですから、これにこたえるためにも、今回は改修させていただいたほうがいいのかな、こういう思いがあります。

あと、今ほど申し上げましたように、果たして改修して、こういった風評被害の中で誘客できるのかって、そういう心配もあります。ですが、今置かれている、両方で計算して解体する場合には7,000万円の費用が必要になる。改修して、もっと頑張って皆さんで一生懸命

誘客を図れば、また違った地域の振興できる。ああいった中心部より離れた地域には、こういった村の貴重な財源ではありますが、投資をして初めて、あの地区の今9戸の皆さんが頑張っています。こういった人のお手伝いにもなるのかなと、そういうことも考え合わせましての今回の事業でありますので、どうぞご理解として、この改修したものの運営につきましては、またどういった、このままで果たしていいのか、それとも指定管理者制度にしたほうがいいのか、あるいは第三セクターにしたほうがいいのか、こういったのはまた別の機会に、改修後に、今度の風評被害とかでもっての経営内容をクロスカントリーとあわせまして誘客できなかった、経費がまだまだかさんでくるとか、そういったいろいろこれからの課題がまだあると思います。こういったことで、まず差し当たりクロスカントリーのオープンと同時に、やはり選手のいやしの場所、宿泊場所、研修の場所、そういった施設としてもほっとはうすは役に立つのかなという思いがありますので、どうぞご賛同いただきたいと思います。以上です。

- ○議長(前田三郎君) 11番、前田君。
- ○11番(前田武久君) 今後の運営活用方法をそのうち示すということでございますが、じゃ私は条件として、その内装をやるのかやらないのか、それはさっき含んでいない、見ていなかったと。幾らかかるかわからないということでございますが、それは今回はやらないということの予算だと思うので、これに対しては何とかあれしますけれども、その運営方針ですね、これは早急に示してほしいんですよね。これは有能な職員がいっぱいるんだから、村長も当然もう先のこと考えて、そういうふうな予算をつけたと思うんで、来月以内くらいにはちゃんと我々に示してほしいです。そのことをお約束願いたいと思います。
- ○議長(前田三郎君) 7番、星君。
- ○7番(星 一彌君) 風邪声でちょっと聞きにくいということをご了解願います。

まず3点ほどお聞きしたいと思うんですが、明細書の10ページから11ページの上段のほうにあります西山の促進住宅の関係でちょっとお聞きしたいんですが、現在利用されている住宅の上のほうに敷地を求めて、あそこに建てるんではないかなというふうに予期しておりますけれども、ここで設計業務で259万円が上がっているということは、ある程度その写真ができているんではないのかなという感じがするんですが、結構あそこの一団というと段差が非常にあるわけですよね。ですから、今後どういう形で、あそこに住宅を求めようとするのか。また、今この震災の問題でいろいろ地盤沈下とか、いろいろありますよね。田んぼ跡というのは特にいろいろの弊害がありますけれども、あそこをどういう形で家を求めようとし

ているのか、何戸ぐらい戸数を計画しているのか、まず1点お聞きしたいと思います。 2点目になります。

13ページの下段のほうなんですが、公共土木施設災害復旧工事7,534万円と出ておりますけれども、これは非常にきのうも村の主要道路あるいは災害箇所を現調してまいりました。本震はもちろんだったんですが、余震にかなり舗装の割れが目立っています。ある町村では既に補修して、立派に仕上がった地域もありますけれども、きのう歩いた状態では、まだ鮫川では割れ目の補修はしていないんじゃないかな、そういうふうに思っていますが、この7,534万円の中でその補修まで入っているのか。17路線の26カ所ですか、そういう箇所数もきちっと出ているようですが、そういう今なら災害にならないけれども、ちょっとしたひび割れというのは結構あると思いますよね。その辺の予算も含んでいるのかをお聞きしたいと思います。

それから3点目、14ページの下段のほうなんですが、ひだまり荘のあの崩落現場を実は見てまいりました。予算から見ると89万円という予算ではありますけれども、居住棟のじき軒下まで陥没しているんですよねあそこは。あの状態でいつまで置くか、この予算からいけば当然補修はできないと思うんですよ、これだけの予算では。ですから、あそこは居住棟があるということは人が住んでいるわけですから、早急にあそこは早く整備すべきと思いますけれども、いつ発生したんだか、それと目標はいつごろでき上がりそうだか、その辺をお聞きしたいと思います。

- ○議長(前田三郎君) 村長。
- ○村長(大樂勝弘君) 7番、星一彌議員の3点の質疑でありますが、まず最初の定住促進住宅の用地のお話でありますが、実は議員おっしゃるとおりあの団地の上の田圃です。水田が30アールほどございます。あと畑が12アールですか、1,200平米ございます。それと一部山を山林を買いまして、合計で7,200平米ほど村で購入しまして、あそこに宅地を設けたいという思いで提案をさせていただきました。これは西山地区から強い要請がありました。

ただ、今回の震災で学ばさせていただいたことは、どうしてもほっとはうすもそうでしたが、もと田んぼを宅地にした住宅というのは災害に弱いんですね。地震には弱いんですね。 その辺気をつけた工事で工事は行っていきたいと思います。地震に遭っても耐えられるようなしっかりした基礎工事で行わせていただきたいと思いますし、この土量が宅地の造成費が大変なんですね。ですから、この造成費を残土処理で賄いたいなという思いで早く提案をさせていただきました。 今いろいろとトンネル工事とか、国道の289の改良工事が入ります。そういったことで残土が発生するものですから、この残土処理の箇所として整備をしたいなと考えております。

それで、今あそこの7,200平米を取得することによって、21戸の定住促進住宅の建設を考えております。

次に、13ページの工事請負費の公共土木施設災害復旧工事7,534万円ですが、おっしゃるとおり村道17路線の26カ所分で、すべて改修費用が含まれているということであります。ただ、この余震で発生した分は、今余震で何カ所かまた割れが入っているような箇所があるそうですが、今回のこの7,500万円には26カ所だけということで、お考えいただければと思います。

次に14ページは高齢者のひだまり荘の災害でありますが、これはまず差し当たり災害復旧 工事で当初災害がまだ大きくならないような1次の工事費が入っていますし、あとこれは設 計料でもあります。これは復旧の工事費の設計委託だけだね。上の委託料は委託料で89万円 とってありましたのを、下のこの応急措置というんですか、それに回したということであり ますので、まず傷口が深まらないように工事をしておいて、あと今この補助金をやっぱり探 しているんです。この大変な思いで、今、局長はあちこちへ声をかけて老人福祉施設の改修 工事、これもやはり二、三日待ってもらうと思います。これで路盤の沈下あるんですね。20 センチほど沈下しましたか。あと、ああいった土壌の流失がありまして、あの新宿川です。 こういったことで3,000万円ほどかかるような工事になったからということで、いろいろ災 害復旧補助金の出どころを探しているということであります。早目に出どころが見つかり次 第、工事に入りいたしましたと思います。

ただ、建物には全然支障はないんですね。周辺の地盤が沈むんですけれども、本体には全然まだ支障はありません。ですから、本体にはまだ、あそこは本体の建っている場所は盛り土ではないんですね。崩れたところは盛り土の一部なんですね。そういったことで本体にはまだ全然異常はないようです。それで、外構工事のほうで今支障があるものですから、その辺で外構工事、あと外構工事の前には集落排水のパイプとか水道パイプとか、いろいろ配管もあるんですね、その辺で不都合を来しておりますので、早目にここを直したいと思います。

- ○議長(前田三郎君) 7番、星君。
- ○7番(星 一彌君) ひだまり荘のあの災害場所なんですが、今のところ住居、いわゆるあの建物には影響はないかもしれませんが、あの軒下までかなり陥没しているんですよね。ですかち、ちょっときのう聞いてみたら、あの一画まで盛り土らしいんですよね、建物の一部

が。ですから、今後雨期に入りますから、どういう災害がまだ起きないとも限らないわけですから、あそこは早急に補正予算を起こしてやるべきじゃないかと思いますけれども、この89万円の予算もあれは今の配水のパイプのあの部分の予算でしょうから。まず、角にあるあの崩壊現場の予算を早く獲得して、これは早く早急にやったほうがいいと思うんですがね。あそこは砂地ですから、かなりやっぱり雨によっては被害が大きくなるんじゃないかなと、そういうふうに思っています。

それから、西山の住居関係なんですが、非常に戸数も多く建たるということで、まことに 村民にとってはありがたい。ぜひそういう場所があればということでありがたいと思います が、かなり鮫川の住居に入りたくて待っている家族もあるようでございます。ぜひそういう 戸数を早急にやっていただきたいと思います。当然あそこは埋め立てしてつくるということ になるでしょうから、あとそういう災害が起きないような条件で、ひとつ実施をしていただ きたい、そういうふうに思っています。

以上です。

○議長(前田三郎君) ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(前田三郎君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(前田三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第54号 平成23年度鮫川村一般会計補正予算(第2号)を採決します。 本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(前田三郎君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第55号 平成23年度鮫川村国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(前田三郎君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第56号 平成23年度鮫川村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)を採決 します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(前田三郎君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第57号 平成23年度鮫川村学校給食センター特別会計補正予算(第1号)を 採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(前田三郎君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長(前田三郎君) 日程第6、議案第58号 土地の取得についてを議題といたします。 これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(前田三郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(前田三郎君) 討論なしと認めます。

これから議案第58号 土地の取得についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長(前田三郎君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- ◎議案第59号の質疑、討論、採決
- ○議長(前田三郎君) 日程第7、議案第59号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任に つき同意を求めることについてを議題といたします。

本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議 ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(前田三郎君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第59号 鮫川村固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は原案のとおり同意に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(前田三郎君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎陳情の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長(前田三郎君) 日程第8、陳情についてを議題といたします。

産業厚生常任委員会に付託しました陳情第3号 丸谷地地区(国道289号)から関口・世々麦線接続線開設についての陳情書の審査結果について報告を求めます。

産業厚生常任委員長、星一彌君。

〔7番 星 一彌君 登壇〕

○7番(星 一彌君) 産業厚生委員会に付託されました丸谷地地区の関口・世々麦線の開設 陳情について結果報告を申し上げます。

事件名、陳情第3号 丸谷地地区(国道289号)から関口・世々麦線接続線の開設陳情について。

審査の経過。

産業厚生委員会に付託された本陳情について、6月8日午前10時から委員会を開催し、慎重に審議をいたしました。

決定及び理由。

採択と決定しました。

理由。

本件の現地調査を行いました。当路線は集落内の生活路線でありながら、未整備により車両通行が不能な状況であります。当接続線の開設によって地域内の交通はもとより、地域間交通へと広がり、移動の改善が図られるものと思います。

よって、陳情を採択といたします。

少数意見の留保なし。

本委員会において以上のとおり決定したので、報告をいたします。

以上、報告を終わりょす。

○議長(前田三郎君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(前田三郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(前田三郎君) 討論なしと認めます。

これから陳情第3号 丸谷地地区(国道289号)から関口・世々麦線接続線開設についての陳情書を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(前田三郎君) 起立全員です。

したがって、陳情第3号は委員長報告のとおり採択と決定することにいたします。

次に、総務文教常任委員会に付託しました陳情第4号 保育制度改革に関する意見書提出 を求める陳情書の審査結果についての報告を求めます。

総務文教常任委員長、前田武久君。

[11番 前田武久君 登壇]

○11番(前田武久君) 報告いたします。

陳情審査結果報告。

事件名、陳情第4号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書。

審査の経過。

総務文教委員会に付託された本陳情については、6月8日午前11時30分から委員会を開催 し、慎重に審議をいたしました。

決定及び理由。

保留と決定しました。

理由。

本村は既に幼保一体化の保育制度を実施し、自治体責任で支援拡充を図っている。法改正によっては、さらに審査することとし、よって保留と決定しました。

少数意見の留保なし。

本委員会において以上のとおり決定したので、報告いたします。

○議長(前田三郎君) これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(前田三郎君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(前田三郎君) 討論なしと認めます。

これから陳情第4号 保育制度改革に関する意見書提出を求める陳情書についてを採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この陳情に対する委員長の報告は保留です。この陳情は委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(前田三郎君) 起立全員です。

したがって、陳情第4号は委員長報告のとおり保留と決定することにいたします。

◎議員の派遣について

○議長(前田三郎君) 日程第9、議員の派遣についてを議題といたします。

本件は会議規則第122条の規定に基づき福島県町村議会広報研修会に議員の派遣を決定しようとするものでございます。

お諮りします。

お手元に配付のとおり、議員を派遣したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(前田三郎君) 異議なしと認めます。

よって、議員の派遣についてはお手元に配付しましたとおり、派遣することに決定いたしました。

なお、この際お諮りします。

ただいま議決いたしました議決事項について、諸般の事情により変更する場合には議長に 一任を願いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(前田三郎君) 異議なしと認めます。

ここで10分間休憩いたします。

(午前11時01分)

○議長(前田三郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

◎日程の追加

○議長(前田三郎君) お諮りします。

ただいま村長から議案第60号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについての 1議案が提出されました。この1議案を日程に追加し、追加日程第1として議題といたした いと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(前田三郎君) 異議なしと認めます。

したがって、この議案を追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎議案第60号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(前田三郎君) 追加日程第1、議案第60号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求め

ることについてを議題といたします。

事務局長に議案の朗読をさせます。

事務局長、本郷秀季君。

[議会事務局長朗読]

○議長(前田三郎君) 本案について、提案理由の説明を求めます。

村長、大樂勝弘君。

〔村長 大樂勝弘君 登壇〕

○村長(大樂勝弘君) それでは、議案第60号 監査委員の選任につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

今般、平成24年7月9日まで任期があります代表監査委員の青戸彦磨氏から、健康上の理由などから本年6月30日をもって退職させていただきたいという願いが提出され、本人の強い希望もありますので、これを受理したところであります。したがいまして、後任の監査委員を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご提案いたしました斉藤實氏は、鮫川村役場職員として37年間勤務され、高い行政手腕と温厚な人柄を買われて、建設課長、農林課長、企画調整課長などを歴任された方であります。退職後は、赤坂西野区の行政副区長、区長を歴任され、赤坂西野区の発展に尽力されました。さらに、その後は平成19年2月から23年2月まで選挙管理委員会委員を務められ、現在は人権擁護委員として活躍されている方であります。このように斉藤氏は村の財務管理、事業の経営管理などに関して豊かな識見をお持ちの方であるとともに、村民の目線で行財政を監査できる方であります。

議員の皆様方のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長(前田三郎君) 本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(前田三郎君) 異議なしと認めます。

したがって、質疑、討論を省略いたします。

これから議案第60号 鮫川村監査委員の選任につき同意を求めることについてを採決します。

本案は、原案のとおり同意に賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長(前田三郎君) 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり決定されました。

◎閉会中の継続審査申し出について

○議長(前田三郎君) 報告いたします。

議会運営委員長、関根政雄君から、次期議会の会期日程等に関する事項について、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りいたします。

ただいま報告いたしました申し出のとおり、閉会中の継続審査に付したいと思いますが、 これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(前田三郎君) 異議なしと認めます。

よって、本件は閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○議長(前田三郎君) 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成23年第6回鮫川村議会定例会を閉じます。

ご苦労さまでした。

(午前11時16分)

上記会議次第は事務局長本郷秀季の記載したものであるが、 その内容に相違ないことを証するためここに署名する

平成 年 月 日

議 長 前 田 三 郎

署名議員 岡部明

署名議員宗田雅之